

平成28年第3回東大和市議会定例会会議録第20号

平成28年9月13日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部副参事	遠藤和夫君
総務管財課長	中野哲也君	職員課長	原島真二君
産業振興課長	小川泉君	子育て支援課長	鈴木礼子君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君  
青 少 年 課 長 中 村 修 君  
環 境 課 長 関 田 孝 志 君  
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君

子 ども 生 活 部 梶 川 義 夫 君  
副 参 事  
障 害 福 祉 課 長 小 川 則 之 君  
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君  
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君

#### 議事日程

第 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 実川圭子君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、4番、実川圭子議員を指名いたします。

○4番（実川圭子君） おはようございます。昨日に引き続きまして一般質問をさせていただきます。

2番目の項目の障がい者施策についてお伺いします。

ことし4月から障害者差別解消法が国のほうでもできまして、その対応ということ、その中で合理的配慮というような言葉も出てきていますので、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

東大和の中でも、8月25日の日に地域自立支援協議会さんと市が一緒になって開催したよく知ろう！障害者差別解消法の公開研修会というのも私、参加させていただきました。当事者の方もこれまでどんな差別を受けてきたかとか、あとはこんな配慮をしてもらってよかったとか、そういった事例なども体験を通して紹介されていてとても勉強になりました。そのとき紹介がありました東大和市でも職員向けのマニュアルというのを作成して、また要綱などもつくっていただいて非常に丁寧に対応していただいているなどというのは感心しました。また、そのマニュアルの作成に当たりまして、つくる前に当事者の方といろいろどのようなものが必要なのかというような進め方も私はとてもよかったなというふうに評価させていただきます。

その中で、職員マニュアルを使って研修をしていくということなのですが、具体的にその職員の研修をどのように行ってきたのか、それともこれからやるのか、そのあたりについてお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 差別解消法の職員マニュアルの活用部分でございますが、この4月に法が施行されまして、職員対応マニュアルを作成いたしました。それをういまして、職員課と障害福祉課が行います形で管理職に向けた説明会を実施し、その後、市職員向けの研修ということで実施しております。その中では、当事者の方々にゲストスピーカーということで来ていただきまして、当事者の方から事例についてお話をいただいたりという形で実施をしております。今後全職員がこの研修に参加できるようにということで開催してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 研修のほうもしっかり計画されているようで、とてもそのことについては進めていただいているありがとうございます。

この障害者の方への合理的配慮ということを法律の中でも地方自治体ですとか行政に対しては義務づけという形になっています。また、民間事業者に対しましては、こちらのほうは法律の中では努力義務というふうになっています。市の対応というのは非常によくされているなどという印象があるのですが、今後このことをまちの中に広めていく必要は私はあると思いますけれども、そのあたりについてどのようにされていくのかお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 差別解消法においては、合理的配慮の提供等につきましては民間事業者につきましては努力義務ということにされております。しかし、所管の省庁から対応指針ということも示されてお

ますので、市といたしましては周知に努めるということで、6月に商工会を通して商工会加盟の事業所に市でつくりましたリーフレットを配付したりですとか、医師会等を通して医療機関等に周知をするというようなどころに取り組んでおります。

以上です。

○4番(実川圭子君) 商工会の方ですとか、それから医師会の方にも周知をしていくということで、きれいなチラシなども作成していただいたのも私も見させていただきました。

今回質問する前に、私は明石市というところの取り組みを見てきたんですが、そこでは市がもちろん進めるんですけども、まちの中でやはりそういうことがきちんと広がっていくように、やさしさが見えるまちづくりということでやられていた事例がありまして、例えば店舗にスロープをつけたいとか、あとは点字のメニューをつくりたいとか、トイレを改修したいとか、そういった簡単なことですが、そういったことに対して、多額ではないですけども、少しずつ補助金をつけて進めていくというようなことをやられていました。そういったことで商業者の方もお店がにぎやかになったりとか、そういったことで両方にメリットがあるということで進めていかれていましたけれども、例えば商店の方がそういった改修をしたいとかということに今後補助金などを市でも出していくという考えはありますでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) ただいま御紹介のありました明石市におきましては、障害者差別解消法の施行に合わせて民間事業者等が合理的な配慮を提供するための費用を市が助成するという制度を創設されたというふうに伺っております。これは全国でも初めての制度ということで、かなり先進的な取り組みというふうに認識されるものかなというふうに考えております。

当市といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、民間事業者につきましてはまだまだこの法律自体を知られていないということがございますので、当面周知という部分で努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今後ということだと思いますけれども、そういったいろいろな市内に広めていくというのはほかにも見えるようにしていくということで、例えばやさしく配慮して、バリアフリーの店ですとか、そういうことがわかるような、例えばステッカーをつくったりとか、何かそういった見えるような形でこういうことが広がっていけばいいのかなというふうに私は考えますので、今後の工夫に期待したいと思います。

それから、先ほど御紹介した研修会の中でも述べられていましたけれども、いろいろな差別を実際に受けた例ですとか、それから合理的な配慮の事例などを積み上げていく、どんな対応があったのか、個々の事例なんだけれども、それを積み上げて共有していけばこの市の中で足りないところが何なのか、それからよかったことは何なのかという課題を見つけていくことができ、またその次の対応につながると私は考えます。

そのためには、そういったことを積み上げていく相談の窓口というのが必要であろうと思いますけれども、そのあたりについてはどのようにされていくのでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 解消法の差別に関する事例の積み重ねについてでございますが、職員対応マニュアルの中でも一定の仕組みをつくっております。

市の職員に関する差別に関する相談については職員課や障害福祉課に集約をいたしまして、市職員に係る差別的な対応の事例があった場合には職員全体に注意喚起をすることとしております。

また、民間事業者の対応に関する相談につきましては障害福祉課が主な窓口となりまして、その中で積み重

なった事例につきましては地域自立支援協議会等で協議あるいは情報共有をしていくというような仕組みとさせていただいております。

以上です。

○4番（実川圭子君） そのような形で進めていただければと思います。

最初の市長答弁の中では、法にのっとってやっていくということで、市独自で条例をつくっていくことは今のところ考えていないという御答弁だったと思います。今はだんだん周知をしていくという形もとれていますので、条例制定が必要ということではないのかもしれないですけども、やはり私はこちらを見えるように、市民全体に広げるということの中では、そういった条例化というのも有効な手段だろうと思います。今後そういったことで条例づくりについても研究などしていただきたいと思います。

それから、差別解消法の取り組みの一つとして、法の中で障害者差別解消支援地域協議会の設置についてというのがあるのですが、このことについては東大和市はどのようにお考えでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 法では、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うために障害者差別解消支援協議会を組織できるというような規定になっております。

しかしながら、この法におきましては、差別解消のための市町村の権限や紛争解決のための枠組みが明確でなく協議会の実効性がはっきりしないという点や、この協議会で行うこととして挙げられている相談事例の共有や差別解消のための啓発等につきましては既存の自立支援協議会等でも取り組めることということと、想定される構成の機関でかなり他の既存の組織と重複する部分もございますので負担も大きいということで、協議会の機能については既存の組織を活用する等の方向で検討していきたいというふうに考えております。

○4番（実川圭子君） 私も、いろいろな法律ができるたびに地域でそういった協議会をつくったらどうかというようなことが示されていて、協議会ばかりたくさんあっても大変だなという感じもしていましたので、今までも自立支援協議会などと連携を組みながら進めていかれているということですので、その機能についてもそこでしっかりと協力しながら進めていただきたいと思います。

続きまして、次の手話言語条例のことについてお伺いしたいと思います。

この手話言語条例というのは、手話を言語として認めて、聴覚障害の方々のコミュニケーションのツールを保障していこうというようなことですか、あとはそういった今まで長い間積み重なってきた手話の文化なども認めていこうというような趣旨だと思います。先ほどの差別解消法の中の一つなんだろうなというふうに私は理解しているのですが、この手話言語条例の全国的な制定状況というか、ほかの地域でも制定をされているところがありますので、その状況と、あと、この東大和の議会でも2年前の第3回の定例議会の中で、国へこの手話言語法ですね、法律のほうの制定を求める陳情が採択されて意見書が提出されました。このときの意見書、全国でも同じような意見書が出されていると思いますけれども、言語法のほうを国につくってもらおうという、その意見書の採択状況についても全国的な状況を教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 手話言語条例の制定の状況でございますが、全国で8県44市で52自治体が制定をしておるというふうに聞いております。ただ、東京都下での自治体ではゼロということでございます。

それから、各地方議会における手話言語法制定を求める件につきましては、全地方議会で採択されているというふうに伺っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 自治体においても少しずつ条例をつくっているところもある、また全国的な動きとしては、法律のほうを先につくっていくような動きなのかなというふうに思います。最初の市長答弁でも法令の成立を注視していきたいというふうなお話でしたので、東大和市もそのような方向なのかなというふうに捉ええました。

その中で、ことしの夏に全国手話言語市区長会の設立総会というのが開かれて、こちらのほうは東京都の市区長も何名かお名前を挙げておられて、全国でも260名以上の市区長が名簿に名前を連ねているというふうなお話を聞いています。こういうところにぜひ私は東大和の市長も積極的に参加していただけないかなというふうに思います。市民にとってもそういった意識を持つために、広げるために非常に効果があるのではないかと思います。いろいろな市の行事ですとかでも市長も挨拶の中で手話をお使いになっていらっしゃる様子もうかがえます。ぜひ関心を示していただいている市長にはこの手話言語市区長会に参加をしていただきたいと思いますけれども、御検討いただけないでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) ただいま議員のほうからお話がありました全国手話言語市区長会でございますけれども、これにつきましては市長から御答弁いただきましたように、今全ての全国の自治体のほうで、議会のほうで手話言語法の制定というふうな形で意見書等が出されたということもございますので、そういった国の動向を注視するとともに、私どもとしては情報収集に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 情報収集に努めていく中で、ぜひそういうところにも参加していくことで法律の制定というものはより早く実現していくのではないかなというふうに考えます。そういった後押しにもなると思いますので、ぜひ今後とも御検討いただきたいと思います。

それでは、2番目の項目は終わりにしまして、3番目の日常生活支援総合事業についてお伺いしたいと思います。

こちらのほうは、議会の初日の全員協議会の中でも御説明がありましたので、そのときにお伺いできなかったことを何点かお伺いしたいと思います。

まず、この日常生活支援総合事業についてなんですが、私は国のガイドラインが示されたときに、要支援1・2の方がどうなるのかというのが一番の目的ですけれども、その中で、いろんな類型があって、住民主体型のサービスというのが示されていまして、それを地域の中でどのようにつくるのか、つくっていくのかというのが一番課題だというふうに思っていたのですが、今回示された東大和市の類型の中には、その住民主体型サービスというのが入っていませんでした。そのことについてどのようなお考えでそのところはなくなったのかということをお伺いします。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 住民主体型のサービス、いわゆるサービスBと言われるものでございますけれども、これにつきましては、このサービス、やはり実施する際には人員、設備、運営に関する基準というものを設ける必要があるということで、これらの検討をする必要があるということで、住民主体によるサービスの主体というのはサロン活動をやっている団体ですとか、そういうところが主体になるというふうに考えております。

こちらの主体については内容把握等が必要だということで、現在来年4月に移行というところで喫緊の検討をすべき事項としてやはり現行サービスの移行であるとか、あるいはまた緩和型サービスの制度設計、事務上の制度設計、こういうものが喫緊の課題というふうに考えてございますので、住民主体のサービスについては

今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ということは、今後そういうことも必要であろうということはあるけれども、今の時点ではそこまでの基準をつくったりとか全体を把握したりとか、もちろんそのルールを新しくつくるといことになると思いますので、それが今の段階では難しいということでそこを組み込んでいないということでしょうか。今後それを国のガイドラインに近づけていくようにしていくということでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 住民主体のサービスについては今後検討してまいりたいということでございます。以上でございます。

○4番(実川圭子君) その住民主体型のサービスを、例えば今度の4月からの時点でやりたいという事業者があっても、市のほうでその類型がないので、それは今の時点というか、4月からの時点ではできないということでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 全員協議会で提示させていただきましたサービスについてはBはございませんので、4月からのサービスで住民主体のサービスは実施はできないというふうに考えてございます。以上でございます。

○4番(実川圭子君) このところは本当にほかの先行してる自治体のことを見ましても、やはりなかなか地域の実情に合わせてと言われても、なかなかそのルールづくりというのが難しいというのは私も認識しておりますので大変だろうと思いますけれども、やはりまちの中でみんなで支えていく仕組みをつくるというの中で、この住民主体型のサービスというのは私はやはり今後必要なのではないかなというふうに思いますので、今後の検討を進めていっていただきたいと思います。

次の2番目の現状というところも、現状や担い手につきましても説明がありましたので、そこでわかったのですが、1点ちょっと確認させていただきたいと思います。

介護認定を例えば要支援とか、介護認定を受けても認定されなかった方に関しても基本チェックリストの結果によっては、総合事業の訪問介護を受けたりとかデイサービスに通うことができるようになるということでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) こちらも全員協議会で説明させていただきましたが、認定申請をして非該当になった場合は、基本チェックリストに該当すれば総合事業の対象者になるということでございます。以上でございます。

○4番(実川圭子君) ということは、これまでよりもまた少し選択の幅が広がるということもあるのかなというふうに思います。

実は、介護のために離職をしたりとか、あるいは介護で虐待などをしてしまうというようなことが起こっている中で、御家族や親戚の方が介護サービスの受け方がわからなかったりとか、また費用のやりくりが難しくサービスがうまく受けられてないような、というようなことをよく聞いたりします。今回制度が変わるということで、これをきっかけにわかりやすい周知をぜひお願いしたいと思います。

それから、3番目のこれまで要支援サービスを受けていた方への対応はということなんですけど、この説明を見ますと、これまでと同じようなサービスを続けるのであれば、希望があれば同じサービスを受けて、要支援1・2の方も同じサービスを受けていくことができるというようなことだったと思いますけれども、そのと

きに時間的な制約ですとか、あと費用面なども今までと同じ基準になっていくのかどうか、そのあたりをお伺いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） サービスに伴う費用の負担ということでございますけれども、29年4月以降も現在の要支援認定を持っている方については今のサービスを引き続き受けていただくということでございますので、この方については費用は現行と変わりません。

認定更新あるいは新規の方については、今度総合事業の対象ということになりますので、費用については、他の議員の御質問にもお答えいたしました。現在検討中ということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ということは、これまで認定されている方が引き続き使っている間は現行どおりだけれども、認定のあれが変わったりですとか、新しくなる方については今後示される報酬単価などになっていくということでしょうか。もう一度お願いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

それから、最後の4番目のボランティアでかかわる方への研修や研修終了後の支援をどのように考えるかということで、私は住民主体型サービスというのが類型として組み込まれるのではないかとということでこの質問をさせていただこうと思ったんですが、それが類型に組み込まれないということで、市長答弁の中でもボランティアのところは今は研修も行わないというような御答弁だったと思います。

しかし、今後そちらのほうも検討していく、住民主体型のサービスをどうしていくかということを検討していくというようなお話だったと思いますし、今後に向けてはやはりこういったことも必要だと私は考えます。また、今回は日常生活支援総合事業ですけれども、これのほかにも市全体としてその地域包括ケアシステムを考えた場合に、ボランティアさんで現在やられてるようなサロン活動ですとか、それからゆうゆう体操などもあります。そういったことをどのように市として協力いただけるかというか、そういうシステムに組み込むかというのは、私はある程度ルールを決めてやっていく必要があるというふうに考えています。

今回の議会のほかの議員の方からも、介護予防リーダーの講習会を受けた後のリーダーさんのことなども質問に出ていたかと思えます。その介護予防リーダー、せっかく立派な講習をやられているんですけども、その後、修了した方にこういった住民主体型のサービスを担っていただくような仕組みというのは今後考えていかれるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 議員のほうからもお話ありましたけれども、現在介護予防の自主グループとか、あと社会福祉協議会のほうで市民の皆様に行っていただいておりますサロン活動などが市内で既にもう42グループできている状況でございます。今後もまた引き続き、介護予防リーダーさんなんか100人を超えたところでございますので、そういった方々に担っていただけるものと私どもは期待しているところでございます。

総合事業だけでなく、議員がおっしゃるように、地域包括ケアを進めていく、2025年に向けてどう進めていくかということで、市のほうでは地域包括ケアの推進会議なども設置いたしまして、その中でも生活支援体制などもどうしていくかということで、その整備なども今検討を開始しているところでございますので、全体的なところでそういったところを検討してこれから進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。



○4番（実川圭子君） 本当にそのような方向で、ボランティアにこれまでもかかわっている方も本当に熱心に行っていたり、市もできることは協力していきたいというような姿勢でやられていると思いますので、ぜひ一緒に担っていく仲間といっちはあれですけども、一緒に協力していく方々だということで今後しっかり検討していただきたいと思います。

日常生活支援総合事業につきましては、今後事業者の方への説明ですとか、パブリックコメントなども実施されるようですので、丁寧に意見なども聞いていただいて、よりよいものをつくっていただけたらと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） おはようございます。

日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき一般質問を行います。

1、貧困対策、とりわけ子供の貧困の対策と子育て世代の支援について。

①、国会の参考人質疑の中で虐待死が疑われる子供が全国推計で年間350人もいるという調査結果が紹介されており、虐待の大きな要因として貧困があると言われていたことなども紹介しながら、社会を上げて取り組むべき問題として貧困、子供の貧困の問題を6月議会で総括的に取り上げました。その後の検討状況、取り組み状況について幾つか伺います。

ア、就学援助の入学支度金（新入学児童・生徒学用品費等）の支給時期を7月末でなく、文科省の通知どおりに3月に前倒し支給すべきことなど就学援助の拡充について。

イ、関連して、教育費父母負担の軽減について。

ウ、子ども食堂や無料塾等についての新たな補助制度を活用した支援と施策の拡充について。

エ、子供の医療費無料化について。

②、6月議会では、官製ワーキングプアと言われる問題、最低賃金に張りついた臨時職員賃金などを指摘し、非正規職員の待遇の抜本改善を求めました。東京都も最低賃金が引き上げられますが、市の対応について伺います。

③、市の8月1日時点の保育園の待機児童は124名です。児童福祉法第24条で、市町村は保育を必要とする児童を保育する責務を負っています。市の責務が果たされないために、職を失ったり経済的困窮に追いやられることはあってはなりません。市の考えと対応について伺います。

2、参議院宿舎跡地や都営東京街道団地の創出地など国・都・市有地を活用した福祉施設やスポーツ施設などの整備について。

①、東大和市内の国・都・市有地の活用については、今大きく動き出しています。福祉施設やスポーツ施設の整備など市民の暮らしの向上に役立つ大きなチャンスとして6月議会でも取り上げました。その後の推移と市の対応、お考えについて伺います。

この場での質問は以上です。

再質問は自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

〔2 番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、就学援助費の充実についてであります。市では、生活保護基準の見直しに伴う影響を緩和するため、4月から就学援助の認定率を引き上げ対象者を拡大し、対象世帯の経済的負担の軽減を図っております。

教育費の保護者負担軽減につきましては、保護者の御理解と御協力のもと、限られた財源、予算を有効に活用する中で適切な教育行政の運営を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子ども食堂や無料塾等への補助制度を活用した支援と施策の充実についてであります。市内で活動する子供の貧困対策にかかわる団体あるいは活動を考えているとお話しをいただいた方に日本財団が行う子供の未来応援基金による未来応援ネットワーク事業支援金についての情報提供を行っております。

次に、子供の医療費無料化についてであります。現在区部との地域間格差が生じています。

義務教育就学児医療費助成事業におけます所得制限の撤廃及び補助率の引き上げと、ひとり親家庭等の医療費助成制度の助成割合の区分の撤廃につきまして、東京都市長会を通じ平成29年度東京都予算編成に対する要望により引き続き要請を行っております。

なお、子供の医療費の無料化を当市の独自事業として実施することは、多大な財政負担を伴うことから困難であります。

次に、最低賃金の引き上げについてであります。現在東京都の最低賃金は時間907円で、東大和市の臨時職員の単価は一般事務等が910円であります。新聞報道等によりますと、東京都の最低賃金の目安として平成28年度の単価を25円増の932円とするとの見込みが示されております。

市の対応としましては、他市の状況を把握しながら、最低賃金制度の趣旨に即した対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、保育園の待機児童に対する市の考えと対応についてであります。小規模保育所の開設や既存の保育施設の建て替え等によりまして、今後も待機児童の解消を目指してまいりたいと考えております。

また、平成28年度から子ども・子育て支援事業計画の事業の一つとして、担当部署に保育コンシェルジュを配置しましたことから、相談に対しては保護者に寄り添いながら支援してまいりたいと考えております。

次に、市内の国、東京都及び市有地の活用についてであります。国有地の桜が丘3丁目の警視庁供用訓練施設予定地につきましては、今後市の利用計画を策定する必要があります。また、桜が丘2丁目の参議院宿舎跡地につきましては、国が介護施設整備のための国有地のさらなる活用を進めており、引き続き検討をしております。

次に、都有地の活用についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、平成28年2月に東京都に対しスポーツ施設としての多目的な運動広場を要望しており、3月には東京都から東京街道団地の整備の方向案が示されております。これを踏まえ、現在都市計画変更等の準備を進めているところであります。

次に、市有地の活用についてであります。みのり福祉園、2つの学校給食センターの用地につきましては喫緊の課題として捉え検討をしております。

土地の利活用につきましては、国有地、都有地とあわせて総合的に検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、就学援助費の拡充についてであります。新入学児童・生徒への学用品等の支給時期につきましては、当市では支給基準日を4月1日として、各世帯の所得等の申請内容に漏れや誤りがないように課税台帳で確認後、7月に支給しております。

支給時期の前倒しにつきましては、26市では八王子市が来年度の入学予定者を対象に準備を進めていると伺っております。

引き続き情報収集に努めながら研究を進めてまいります。

次に、教育費の保護者負担軽減についてであります。市では、修学旅行及び移動教室の宿泊助成や特別支援学級の宿泊訓練費の実費支給、副読本の教材等の補助を行っております。

また、各学校でもオリジナルの教材作成や学校配当予算を有効活用するなど、できるだけ保護者負担を少なくするように取り組んでおります。

引き続き保護者負担の軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それでは、順次再質問を行わせていただきます。

就学援助の問題ですけれども、今御答弁にありましたように、生活保護基準が引き下げられたと。これが影響しないように認定率を引き上げたという措置については大変大切な措置であって、これは高く評価したいと思います。

それで、この間の6月議会でこの子供の貧困の問題を取り上げる中で、この就学援助の入学支度金、これ7月末に支給されてるということで御答弁いただいていたんですけれども、これを前倒して3月に支給すべきだということで求めました。非正規の母子世帯などの場合、ただでさえ所得が極めて低いと。しかも、12月、1月、2月と休日が多かったり、月の日数が少なかったりして収入が減少して暮らしがいつぱいいつぱいになる時期でもあると。しかも、文科省も支出に間に合うように支給するよう通知を出しているということも示して要求したわけですが、これらの点について市の認識を伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 平成27年8月に要保護児童・生徒援助費補助金の交付申請等の適切な取り扱い及び就学援助制度の周知徹底及び生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応についてという情報提供がございました。

その中の留意事項の一つとして、要保護者への支給は年度当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるように十分に配慮すること、特に新入学児童用品費等とありますことから、市としても留意すべきものとして認識をしております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは支給する額が変わるわけではないわけです。間に合うように支給をしてほしいということなんです。小学校、中学校違いますけど、2万幾らっていう額だと思いますけれども、そういう額でも実際にはそれ以上の額がかかる、就学援助そのものの金額以上にやっぱりかかると。これが必要な時期に支給されなくては、高利のカードローンやサラ金などに頼らざるを得ないという状況も生まれるわけです。ですから、これは間に合うように支給すべきと。実施できない理由、超えなくてはならないハードル、これは何なのか具体的にお答えいただきたいと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 課題につきましては、例えば会計年度ですとか支給基準日、システム修正、保護者への周知、また切りかえのタイミングですとか、現在の支給事務への影響等を考える必要がございます。

今年度から前倒しで支給事務を行う八王子市が実際に行います事業の様子、また他市との情報交換を通じながら研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今御答弁ありました八王子市、来年3月1日に市内の小中学校の新1年生に向けてこの入学支度金、これを入学前に支給するという事です。その内容や手法について伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 八王子市のホームページを拝見いたしますと、新中学1年生の新入学用品費等につきましては基準日を29年2月1日、対象につきましては市内在住、平成28年度の準要保護の認定に該当している小学校6年生の保護者でございます。また、新小学1年生につきましては、平成29年2月1日市内在住で、就学時健診の対象となっている未就学児の保護者で、かつ平成28年度の準要保護の認定基準に該当する場合でございます。

小学校、中学校ともに支給日につきましては29年3月1日を予定しております、その場合、転出による返還金は求めないといったようなこともホームページのほうには記載をされております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そういうことですね。それで、転出による返還金は求めないけど、行った先には払いましたって通知をするっていうふうにも載ってました。そういう点では二重取りみたいなことにはならないような配慮はしているということですか。

それで、こういうふうになっているわけですから、こういうふうにこのままやればいいんじゃないかというふう思うわけですが、東大和市ではすぐに実施できないっていうことだけれども、その障害は八王子はどう乗り越えてるのか、この点について市の認識を伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 新小学校1年生の新入学用品費への対応につきましては、八王子市のほうでは未就学児を対象に、就学時健診の際に申請用紙を渡すなど、就学援助とは切り分けて対応しているように思われます。

また、新中学1年生の新入学用品費、こちらにつきましては、中学1年生になって支給するのではなく、小学校6年生の支給費目として対応していると思われます。

システムや支給事務の影響等、時間をかけて十分に検証したものとしますので、今後支給要綱ですとか実際の事務の流れなど、また実施後に見えてきた課題などをしっかりと研究する必要があると考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 八王子は平成28年9月中旬に、これは新小学生について、就学時健康診断の案内と一緒に新入学準備金受給申請書を送付をします。それで、来年1月上旬に申請の提出締め切りとして、2月中旬に、もちろん基準があるわけですから、準要保護認定の基準に合うかどうかということがあるわけですから、2月中旬に支給決定・不決定の通知を発送して3月1日に支給をするということで、小学生も含めてやるということでやってるわけです。

私は、当然のこと、必要なとき、本当苦しいわけだから、必要なときに間に合うように支給するというのは当然のことなので、しかも、総額がふえるわけではないわけですね。時期が若干ずれたりするけれども、額は支給すべき額が支給されるということですから、事務手続上の困難だけというふうに思います。

ですから、先ほど八王子がやってその後よかった、悪かったっていうのも見た上で決めたいというお話でしたけど、そうじゃなくて、今本当に早急に検討して、この八王子のように必要な時期に支給するというところで事務手続を進められるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 質問者がおっしゃるとおり、必要性については認識をしておりますので、今後しっかりと研究をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 教育長、よろしく申し上げます。それはそういうことで、早期にぜひお願いしたいと思っております。

それで、イの教育費父母負担の軽減の問題ですけれども、憲法の26条では、義務教育はこれを無償とするというふうにされていますけれども、実際には教科書の無償化にとどまっています、公立学校は授業料も取らないということですが、教育費の保護者負担というものが大変大きなものになっているというふうに思います。

東大和市における年間の保護者負担というのは、小学校、中学校、いろいろ低学年、高学年あると思えますけど、どれぐらいになっているのか伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 東京都教育委員会の保護者が負担する教育費調査、平成26会計年度によりますと、当市での児童・生徒1人当たりの保護者負担額は、小学校では年間5万557円、中学校では7万9,799円となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 義務教育無償とするという憲法26条の水準から見ても、それから子育て世代の生活実態から見ても、やはり大きなものだというふうに思います。

この負担軽減のための他の自治体の取り組み、東大和市で参考にできるようなもの等ありましたら教えてくださいたいと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 26市の取り組みでは、当市と同じように入学記念品、卒業記念品、教材費の一部補助として副読本の購入、修学旅行費の補助、また芸術鑑賞教室や部活動の大会参加費の補助、特別支援学級の宿泊学習補助など、さまざまなメニューの中から各市の実情に合わせて組み合わせをしながら実施していると認識しております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 東大和市もいろいろ工夫してるんだよというお話を今いただいたと思います。

そういういろいろ工夫をして努力もしていただいているにもかかわらず、やっぱり依然として負担は大きいと。今そういう状況が背景に、そういう状況っていうのは子育て世代の方々の生活が大変厳しいという状況が背景にあると思いますけれども、ここ一、二年の間に学校給食費の補助、全額補助も含めてやる自治体が大分ふえてきています。やはりこれはそういう実態を踏まえてそういう流れが急激に強まっているものというふうに思われます。市としてもいろいろ研究していただき、私たちも研究してこの保護者負担をなくしていくという問題、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

次に、ウの子ども食堂等のことですが、ずっと他の議員もこれ質問していますので、伺っていると、国や都のメニューというのは、補助制度はあるけど使えないと、現状では。それで、日本財団ですか、そういうところの補助メニューを情報提供しているということでしたが、これについては市内の団体は受けているの

かどうか、そこら辺のことを伺いたいと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 国や東京都、財団からの補助制度でございますけれども、なかなか実現が難しいレベルを求められる制度となっておりますことから、今後も国や都の動きを見ながら情報提供など適切に動くことができるように努めてまいりたいと考えてございます。

その中で、情報提供いたしました一つの団体が日本財団の行う子供の未来応援基金に申請をしたと伺っております。ただ、今審査中で、まだ結果は通知されていないということでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 申請した団体があるということで、ぜひうまくいくといいなというふうに思います。

それで、貴重な取り組みで、市内でもほかにもやろうっていう話も一時聞いた、耳に挟んだこともあるんですけども、現状は従来どおりの取り組み団体数のようですけども、この取り組んでいる方々から、もしくは新たに始めようという方々からどんな要望があるのか、市でできることはどんなことがあるのか伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 市内で活動されている団体や活動を考えているNPOなどから補助制度や開設場所についての御相談がございまして。

市といたしましては、対応が可能な場合は公共施設での場所の確保やポスターの掲示、チラシの配付、市報への掲載等を行ってまいります。また、団体を対象といたしました補助制度の情報につきまして引き続き提供を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これについては市も含めて多くの方が必要で大切な事業だというふうに認識して思っていますので、こういった取り組みが広がるようにさらに御支援いただきたいと思っております。

それと、国や東京都についてももっと使いやすい制度にしてくれということでも要望もしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今年度、平成28年度になりましてからいろいろな補助制度が創設されて示されたところでございます。内容によっては非常に市が直接補助できるようなものが余らないというようなところでございまして、今始まったところでございますので、それが始めたところでハードルが非常に高いようなものもございまして、そちらのほうがまた制度を見直してレベルを下げるといいですか、ハードルを下げようになった場合には活用できるかと思っておりますので、新たなものを注視するのも肝要かと思っておりますけれども、今ある制度を、それがどのように変わっていくのかということも注視していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時38分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） それでは、エの子供の医療費無料化のほうに移ります。

この項、子供の貧困ということで取り上げてはいただいておりますけれども、当市議団としてたびたび取り上げてきました。その際、教育を受ける権利、同時に命と健康の問題を重視してきました。その点で18歳以下の医療費無

料化は急がれると考えています。市が先ほど言われた単独事業でやるかどうかは脇に置いて、事業そのものの必要性についてはいかがでしょうか。市の認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 18歳以下の医療費無料化についてでございますけれども、小中学生を対象といたしました義務教育就学児医療費助成制度につきましては、外来で一部負担金200円と所得制限がございますけれども、都内区部の自治体との制度格差が生じておりますことから、格差を解消するために引き続き東京都市長会を通じまして東京都への予算要望を行っているというところでございます。

また、18歳以降最初の3月31日までのお子さんの医療費助成制度といたしまして、ひとり親家庭等を対象として、ひとり親家庭等医療費助成制度がございますけれども、こちらのほうも所得制限がございます、市町村民税課税世帯は1割負担、それから非課税世帯におきましては全額を助成するというような制度がございますけれども、こちらもひとり親家庭等の支援の充実という観点から、課税世帯と非課税世帯の助成区分の撤廃につきまして東京都へ予算要望を行っているところでございます。

このようなことから、18歳以下の医療費無料化につきましては、国や都の制度として導入がされれば当市におきましても検討したいというふうにご検討いただいております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この問題については副市長からも、一度は検討したこともあるんだけど財政的に厳しかったという答弁も伺っていますので、必要性そのものについては市も認めているという事業だと思います。ぜひ実現に向かっていただきたいと思います。

次に、②の官製ワーキングプアの問題ですけれども、この官製ワーキングプアってというのはどういう問題であるか、東大和市の認識を伺います。

○職員課長（原島真二君） いわゆるワーキングプアとは、働く貧困層と言われております。これに官製という言葉がついておりますので、地方自治体などの公共機関等で働いている方のうち、非正規雇用で年収の少ない方ということになるかと思われまます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 現状、先ほど答弁にもありましたが、最低賃金も引き上げられるということですが、それでもまともに働いてもなかなか年収200万円に届かないというのが実情です。格差と貧困を拡大するその要因の一つを自治体が担うというようなことであってはならないというふうに私は思いますが、この点はいかがでしょう。

○職員課長（原島真二君） 働き方には、個人的な事情や考え方もあろうかと思えます。臨時職員の方の中には扶養の範囲内で働くことを希望される方も多くおいでです。臨時職員の賃金単価につきましては、公表した上で応募者を任用している状況がございます。職場が近いとか勤務時間が短いなどを理由として勤務を希望される方も多いものと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は、決算特別委員会でも資料要求してはございますけれども、正規雇用と非正規雇用で、それは働き方に違いがあると。あったとしても、同一労働であれば同じ賃金が支払われるべきというのは、これはもう世界の趨勢にこの考え方はなってるというふうに思いますが、この点はいかがでしょう。

○職員課長（原島真二君） 臨時職員の方につきましては、基本的には一時的な業務でありますとか、軽易で補助的な業務を担っていただいております。正規職員と全く同じ業務を担っていただいているというわけで

はないという認識でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 形式的にはそのようになっていて、だからこそ賃金が低いということになっているわけです。

先ほど御答弁いただきましたが、最低賃金が今度東京都で932円になるけれども、現状は臨時職員910円ということで、とにかく最低賃金が引き上げられると市もそれに合わせて臨時職員の賃金を引き上げざるを得ないというか、引き上げるという状況がこのところ続いています。

私としては、やはりこの最低賃金にもうまるっきり張りついてしまっている非正規職員の待遇の抜本改善、これを求めていきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、③の待機児童の問題です。

私はこの問題、さまざまに取り上げてきましたけれども、今回やはり原点に戻って、保育を必要とする子どもが保育されないというようなことをただの一人も、やはり法律に基づいてこれは許されないことなんだという原点に戻って質問したいと思います。

保育課の窓口で9月1日時点の実待機児童数154人と掲示されていますが、年齢ごとにわかりますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 9月1日現在の待機児童数、旧定義と言われるものに相当するものだと思いますが、年齢別内訳でございます。

ゼロ歳が84人、1歳が42人、2歳が24人、3歳が4人、4歳と5歳の方はいらっしゃいません。合計で154人の方でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 待機児童ってなってる方々が実際にどうなっているのか、他市の保育園等、何らかの保育施設に預けられているのか、父母に面倒してもらっているのか、育児休暇の延長で対応しているのか、やむを得ず退職することになったのかなどについてはどうなのでしょう。6月の上林議員への答弁では、保育コンシェルジュがこれから後追いするということでしたが、現実はどうなっているのか改めて伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育コンシェルジュのほうで今後追いをしておりますが、154人の方の内訳を申し上げます。

まず育児休業に入っている方が25人です。認証保育所等に預かっている方が12人です。認可外保育施設に行っている方が2名です。それから、職場内保育施設の方が2名です。その他、お仕事を探している方が39名、それから、労働ということで祖父母の方に例えば御支援いただいたりしてお仕事に出ていらっしゃる方が70名、そのほか介護等でお宅にいらっしゃる方が4名でございます。以上で154名になります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 待機児童をなくしていく上で、6月議会のときにはその待機児童と言われる方々がどうなるかわかってなかったわけですけれども、こういう形で現状をつかむということは、必要とする子供を保育するという責務に照らしても大前提の大切な仕事だと思います。こうして全部わかりますということで答弁いただいたのは評価をしたいと思います。

それで、私は東大和市は待機児童を生じさせない、そのための努力を頑張っている、市自身も自負をされて



るんだと思います。私も市は頑張ってくれているというふうに思っています。玉川上水保育園も、保育計画になかったものをつくったということでしたけれども、やっぱり市がきっぱり要求したということがあったと思います。

しかし、先ほど言いましたけれども、それでもたった一人でも保育園に入れない子供を存在させてはならないというふうに、これが児童福祉法第24条で定められていることではないかと私は思いますが、この点についての市の認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 児童福祉法の第24条で保育の実施ということでございまして、市町村はこの法律並びに子ども・子育て支援法に定めるところによりまして必要とするお子さんを保育所において保育しなければならないというふうにされております。それからさらに、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園または家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないというようなどころでございまして。

児童福祉法第24条は市町村の保育義務を規定しているところでございますけれども、ただし、その24条の第3項におきましては、保育の需要に応ずるに足りる保育所等がない場合には、利用調整、選考、それを行うこともできるということでございますけれども、一義的には市町村が保育義務を求められてるというふうに考えてるところでございまして。

そんなところから、先ほど尾崎利一議員のほうから保育所の増設、新設、それから建て替え等による定員増によりまして、今ぱっと計算していたところなんですけれども、平成28年度4月、22年度の4月から受け入れ定員で540名ふえた、率にすると33%ふえたというような実績があるところでございます。それでも足りないというような状況がございますので、市長、それから当市は、現在日本一子育てしやすいまちづくりをということで子育て政策を進めてるところでございまして、待機児童の解消を目指しまして、今年度、小規模保育の開設、それから来年度に向けての開設も保育計画にはなかったような施策でございまして、それとあわせて既存保育園の増築、改築等によりましてさらに定員拡大によりまして一人でも待機児童の解消に努めたいというふうに考えてるところでございまして。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今どれだけ頑張ってきたかということで御答弁いただきました。本当に頑張っていたと思っています。

区部では、待機児童が数百人などという規模で生まれて、児童福祉法第24条で記された行政の責任を果たすべきだということで異議申し立てなども行われているところです。行政の基準はやっぱりあくまで法律だと。頑張っている東大和市だからこそ、児童福祉法に基づいて責任を果たす、この立場でさらに施策を前進させていただきたいというふうに思います。

そこで、保育園に子供が入れないということがどういうことなのか、どのような結果を招くことになるのか、市の認識を順次伺っていきたくと思いますが、育児休暇を延長して空きを待っているという方が先ほど25人ですか、育児休業手当というものはどういうもので、どれくらいの額をどれだけの期間もらえるのか伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 育児休業とそれから金額、期間というお話でございまして。

育児休業の意義といたしましては、育児・介護休業法に基づきまして、子供が1歳に達するまで休業することができる制度でございまして、男女関係なく取得できることになっております。また、正職員だけでなく、派遣、契約社員等の期間雇用の方でも取得可能になっております。ただし、次のような条件を満たすことが必要

ということで、同一事業主で1年以上働いている方、それから子供が1歳になっても雇用されることが見込まれる方、1週間に3日以上勤務している方等、いろいろ条件がついてございます。

こちらの方の期間でございますが、基本的にはお子さんが1歳になる前日までということでございます。それから、女性の場合には産後休暇がございますので、産後休業終了後の翌日から取得可能と。男性の場合は子供さんが誕生した日から取得可能ということでございます。

以下の事情があるときは、1歳6カ月まで延長が可能ということになっております。例えば保育所への入所を申し込みしているが入所できない場合、それから配偶者の死亡とか負傷、疾病などやむを得ない事情がある場合、そのような場合には1年半まで延ばせることになっております。

あと金額でございますが、育児休業給付金の金額に関しましては、休業開始時の賃金月額掛ける育児休業中の勤務すべき日数の67%、6月以降になりますとこの67%が50%に減るということ認識してございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) ありがとうございます。

ただでさえ子育て世代の収入が低くて大変だということは今大きな問題にもなっているところです。この育児休業について企業には支払い義務がないということで、雇用保険から支給されるわけですけど、今答弁あったように、最初5カ月は67%、6カ月目からは50%ということです。そういう点では、育児休業をとってもなるべく早く保育園に入れないと経済的にやっぱり追い詰められていくということになります。ただでさえ貯金もできないという厳しい暮らしなのに、片親の収入は半減するということになるわけです。お金がないっていうのは、暮らし全体の歯車をやっぱり悪いほうへ、悪いほうへと回していく大きな要因になると私は考えるわけですが、この点についての市の認識を伺います。

○子ども生活部長(榎本 豊君) せっかく育児休業をとられてもお子さんが保育園に入所できない、復帰できないということは承知してるところでございます。

そんな中で、国のほうもその辺は非常にそういうようなお声は聞き入れてるものだと思います。ここで国が現在導入を進めております入園予約制という制度を今国は考えておるようでございます。育児休業を取得できる環境づくりということで、ゼロ歳の方が1歳になって保育園に入る場合の枠を予約する制度でしょうか、その制度を今つくってるということでございますので、当市におきましても導入が可能か、制度の詳細を精査してまいりまして、そういう方もそういう枠で救えることであれば導入を検討してみたいというふうに考えてるところでございますが、何分新聞報道で制度を考えてるというようなまだレベルでございますので、実際どのようなスキームで示されるかというのはまだこれからでございますので、来年度間に合うようであれば検討したいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) そういう制度も大いに御検討いただいて、現実をどう救うのかということでやっていただきたいと思いますが、私は同時に全体の総数がやっぱり足りないといういろいろな制度をいじってもなかなか難しいこともあるのかなというふうに思います。

お金の問題だけではなくて、待機児になっているお母さんっていうのは精神的にも追い詰められていくっていう事態があります。社会から孤立していくっていうことですよ、家庭からも場合によっては孤立していく。職場での人間関係を失う、それから子供を通じた地域社会とのつながりもつけれないということですよ。なるべく外に出るといっても、やっぱり外に出ても子供と母親っていうことになるわけです。

一方で、働きに出ている父親ももう仕事で精いっぱい余裕がないという状況で、どうしたって温度差も家庭の中でも生まれるってということもあるっていうふうに思います。そういうことで精神的にも肉体的にも追い込まれていくという状況がやっぱり現実にあるっていうふうに私は認識しています。これはやっぱり児童福祉法24条にのっとって具体的に現実として解決しなくてはならないのではないかというふうに思うわけですが、この点はいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど児童福祉法第24条の考え方、お話ししたところでございますけれども、やはり現実、入れない方がいらっしゃるわけでございますけれども、今年度から保育コンシェルジュ制度が始まったところでございまして、4月から配置をしたというようなところでございまして、やっとここでコンシェルジュとしての責務を果たし始めたようなところでございます。まだまだ1人しかおりませんので、今までに比べれば寄り添った相談、それからその保護者、それからお子さんにとってのいいような選択肢を提示しながら寄り添った相談ができるものと思っております。これが国の補助制度等を使ってるわけでございますけれども、今後まだふやせるようであれば、コンシェルジュもふやしていけば、ますます相談が広がると思いますので、その辺の制度の改正も検討されてるようですので、その辺も注視しながら保育コンシェルジュの活用というのも念頭に進めたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私、今まず財政的に、経済的に追い詰められて、精神的にも肉体的にも追い詰められていくっていうお話しましたけども、別に仮の話、架空の話ではなくて、この間、何人かからお話を伺っている、東大和市内で実際にお話を伺ったことをもとに話しています。この中には、東大和市も御存じの事例、コンシェルジュなどにも相談にいつて御存じの事例も含まれています。

ある方は、大変真面目な方で、制度に基づいて自治体が責任ある対応をすべき問題で、いろいろ市をやいのやいの突き上げて解決されるべき問題じゃないんだっていうふうに考えていて、大変不安なんだけども、じつと入園が決まるのを待っているという状況だったんです。必要な手続があつて保育課の窓口に行ったときに、育児休業中에서도実際には入所できそうにない保育園に申し込んで待機児になっている事例もあるって市の職員が別のお母さんに別の窓口で説明しているのを耳に挟んで、自分もそう思われてるんだろうかと大変傷つきもし、不安にも思ったっていうふうに伺いました。多分職員は、待機児がいるからと諦めないで申請してくださいって話をしていたんだと思いますけれども、御当人は大変苦しい思いをされたっていうふうに伺いました。この方には保育コンシェルジュっていうのも市の制度なので、この制度に基づいていろいろ相談、ぶつけてくださいってことで市にも足を運ぶことになったわけです。それで、今お話ありましたように、具体的には解決にはつながってないようですけども、たびたびコンシェルジュの方から連絡や提案が行っているようで、それだけでも御本人は大変心強いというふうに私は思います。

ただ、この方について言うと、もうすぐお子さん1歳半になるんですね。そうすると、先ほど御説明あつた育児休業手当、これは最長1歳半ですから、打ち切られる。場合によっては育休延長できない場合は職を失うことにもなりかねないということにもなるので、やっぱり精神的に非常に厳しい、実態が厳しいから精神的に当然厳しくなるわけですけども、しかも、聞いた話では、職を失った場合に、育休中ではなくて、その場合無職となって、点数が下がって一層入所できにくくなるというお話も伺いました。そうすると、もがいても出口から遠ざかっていくアリ地獄のような負のスパイラルに巻き込まれるということになるわけです。

やはりこの市は児童福祉法に基づいてこういった事例、対処する責任があるというふうに思うわけですね。

ども、いかがでしょうか。私は児童福祉法に基づいてこのような方を一人でも生じさせてはならないというふうに考えているわけです。こういった方について、さらに9月1日時点での154人いるという待機児童全体についてどう対処されるのか、市の見解を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 待機をされている方の状況を見ますと、やはり現在お子さんの人口、それから子育て世帯の人口増が多い市の南西部にお住まいの方が待機児童が大体半分ぐらいだと思っておりますけれども、やはりその周りの保育園は少ない、それから定員がいっぱいだというところで、空きがあっても遠いところ、例えば狭山保育園とか谷里保育園という北部にある保育園は遠い、一番反対側でございますので、なかなかそこは御希望されないということでございます。

そんな中、先ほど、児童福祉法の第24条では保育所において保育しなければならないというところがございますけれども、そこで足りないとか空きがないという場合には、認定こども園または家庭的保育事業等によりさらに市は講じなければならないというふうに規定されてるところでございます、その中で家庭的保育事業というのは御存じのとおり保育ママとか、ここでいろいろ2回にわたりまして補正予算いただきました小規模保育、それから事業所内保育、それから訪問型保育というのが家庭的保育事業等と言われてる中で、市内にはことし4月から早樹保育園が小規模保育園になった、それから10月から玉川上水で小規模が開始、来年4月から上北台駅前で小規模保育、今年度に2つ、来年度当初には3つの小規模保育所がそろうわけでございますけれども、その中で、当市のスタンスといたしまして、小規模保育園は開設に当たりまして、3歳になった、小規模保育を出した場合に、行ける、転園できる連携保育施設と協議が整わないと認可、認めないよというようなスタンスでございますので、そちらの保育所は、小規模保育は全部そろっているというようなところがございます。

その中で、さらに、小規模保育、今まで通った方がほかの保育所に行く場合に、遠い保育所も希望された場合に、連携先が遠い場合には、その小規模保育をバスの送迎ステーションとして活用してもいいというようなふうに来年度からなりそうでございます。ここで上北台駅前で来年度4月から開設する事業者、連携先の保育園には既にバスを持っておりますので、そういうようなところも活用できれば、遠いところだから希望できないということも大分解消できるのかなというところでございますので、そのように選択する施設等が広がってきておりますので、その辺は先ほども申し上げたとおり、保護者、それからお子さんに合った選択をしていただけるようにいろいろと提案をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

ちょっと長くなって済みませんでした。以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 流山市などでもそういうステーション的に預かって市内の各保育園に運ぶっていうようなこともやられてるようですけども、やっぱり子供の安全が確保されるということを前提にそうした工夫もいろいろ必要があると思います。遠くの保育園だったらあいてるんだからそっちへ行ってくればって、なかなか現実にはそうならないと私は思ってるんです。車がなければ難しいですし、車があっても、先ほどの方などは介護の職場で大変責任ある立場にいた方ですけども、1年半休職した上に、利用者さんが来所する朝の肝心な時間にいられないということになれば、それは復職しなくても結構ですっていうことにもなりかねないわけですね。朝の時間っていうのは大変貴重な、そういう意味では時間にもなるわけですから、あらゆる対応をしてこういう方を生まないっていうことで御努力をいただきたいと思います。

今ずっと市のほうでこういう努力もしてる、それから今後こういう制度もできそうなので、そういうのも活用していきたいということで御答弁聞きました。私はそれもそういった努力も認めながら、今回たった一人の

ことをやっぱり放置してはいけないんじゃないかっていう角度で伺ったわけですけども、私は無理なことを言ってるとは思わないんですね。頑張ってることは認めながらも、法律に基づいて子供を預かってほしい、安心して子供を預けてまともな生活をしたい、こうした当たり前の市民の皆さんの声を聞けば、やっぱり行政にこれは厳しく求めざるを得ないというふうに思います。こうした方々の緊急受け入れも含めて、児童福祉法に基づき対応を至急とるよう求めたいと思います。

ちょっと今先ほどいろいろやりとりしてる中で1点ちょっと、ゼロ歳児保育枠の需要の問題なんですけれども、補正予算か何かの質疑の中で、私が質疑したんですね、今度できる小規模保育園についてゼロ歳児は枠はつくらないんですかということを伺ったときに、ゼロ歳児は大体枠としては大丈夫なので、1歳児、2歳児という御答弁でしたが、先ほどの答弁では、やっぱりゼロ歳児の待機児が一番多くて84人というふうになってるって状況です。

今回私、思ったんですけど、4月、5月に生まれると、ほぼ2年近く、つまり4月1日時点でゼロ歳かどうかということによって判定されるので、ほぼ2年近くゼロ歳児の枠があくのを待たなくちゃいけないっていう現実があるわけですね。そうすると、小規模保育園の受け入れ枠等についてもそこら辺の現状も勘案もする必要があるのでないかというふうにちょっと思ったわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど、手前みそでございますけど、この6年間でかなり定員枠をふやしたよということで、今もぱっとちょっと見たんですけども、やはり1歳児を重点的にふやしてきたと。今ぱっと見ましたら平成22年から26で65%増してる、プラス134人ということで1.5倍以上定員枠をふやしてると。ゼロ歳におきましても約20%弱——十九.何がし%の増をしてきたというところでございますけれども、やはり手前子ども生活部では、市民生活ということで男女共同参画の推進というところも掲げてるところでございます、女性の社会進出、就労継続のための育休取得も勧めてるようなところがございまして、やはり1歳児の枠、育休で戻られる場合にも枠があるよということでふやしてきたようなところでございまして、また今年度の平成28年度の4月の空き人数を見ますと、やはりゼロ歳等もあいてるというようなところでございまして、やはり埋まる時期を見ますとやはりゼロ歳は1歳に比べて、4月1日ではなくて、5月、6月、6月ぐらいまで大丈夫かな、2カ月ぐらいは空きが、園を選ばなければという条件つきでございますけれども、そういうような全体的なキャパの中では空きがあるというようなところも勘案して、今年齢ごとの定員設定をしてるということでございますけれども、ただ、今度10月1日開設の小規模玉川上水駅前、それから来年4月の上北台駅前の小規模保育施設でございますけれども、やはり来年度の定員につきましては、玉川上水につきましては来年度ふやす、10月に比べてふやす予定でございますので、その辺は来年度の4月の保育所の申請状況を見てまた協議ができるかなと思っております。

ですから、保育事業者もやはりゼロ歳の枠よりやはり需要がある1歳児をふやしたほうが受け入れができるというところを考えてるようでございますので、協議する余地はまだあるのかなというところでございますけれども、何分現在いらっしゃる未就学児のお子さんがどのように申請するかということがなかなか今読めないようなところがございまして、その結果、待機児童になってしまうというところがございまして、保育園の申請時期も以前より早くなりましたので、対応できる時間は従前よりはございますので、いろいろと検討してみたいというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） いろいろ伺いました。先ほど私も言いましたけど、市としてもいろいろ努力をされてい

るということは認める、そのとおりだというふうに思っていますが、現実にもこの秋にも職を失うことになるかもしれないという事例が現実にあるわけですから、やはり緊急にどうするのかということも含めた市の対応を求めたいと思います。

次に、2番のほうに移ります。

それで、まず参議院の宿舎跡地の問題について先に伺いたいと思います。

ここは7,600平米あるわけですが、答弁にあったように、介護施設整備に活用する場合は格安で土地を貸してくれるということです。市は検討中ということでした。8月19日にこの問題で国のレクチャーを受けたんですけども、現段階で国のほうは期限切っていないようですが、できれば年内にはある程度の回答を得たいというような感じのことも言っていました。ここら辺のスケジュール感は市としてはどのように考えているのか伺います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの参議院宿舎跡地の件でございます。

市の検討状況につきましては、確かに本年6月末日時点で検討中である旨を回答いたしております。

なお、この介護施設整備に係ります国有地活用に当たりましては、対象となる期間が平成28年1月1日から平成33年3月31日までの期間内において新規に契約を締結する者とありますことから、その対象期間を前提に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 慌てて結論出す必要は私もないと思いますので、じっくり検討をしていただきたいというふうに思います。

それで、この間の答弁で、市は市の土地である市有地も含めて、国有地、都有地などの活用について不足しているのは福祉施設と運動施設だというふうに答弁されています。この参議院宿舎跡地については、介護施設整備に当たって、50年借りた場合に、50年間支払う総額ベースで普通に借りる場合の39%で借りられるというわけです。社会福祉法人などに特別養護老人ホームなどの介護施設を整備してもらおうという点で、千載一遇のチャンスだと思います。狭い市内ですから、このチャンスを逃して同様なものが整備できるかどうかという点については大変厳しい状況も出るのではないかとという点で、これ、活用し切るべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） この参議院の宿舎跡地、こちらの土地については、今までも土地の利活用についていろいろと今のような状況になる前から市内全域の国有地、都有地、市有地も含めた中でいろいろな検討を進めてきたところでございます。

全体的にもここでいろいろな土地の利活用について急浮上している部分というのは認識しているところでございまして、ここの参議院の宿舎跡地につきましても、市全体として優先すべき事業はどういうものなのかということをもまず考えた中で、それとまた時期もございまして、それは逸することなく考えたいというふうに思いますし、また全体的に市財政に影響を及ぼすような事業という部分というのも当然のごとく考えていかなきゃなりませんので、そういったことも含めまして総合的に市の政策判断をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私も総合的に判断していただくことが大切だというふうに思いますが、今この参議院宿舎跡地については介護施設の利用が一番有利なわけですね。その点で、介護施設整備の市の必要性という点

について幾つか伺いたいと思います。

第6期介護保険事業計画では、平成26年10月の人口ピラミッドと平成37年の人口ピラミッドが出ています。それぞれで65歳以上の高齢者人口と75歳以上の後期高齢者人口はどのように示されているのか伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 平成26年10月のそれぞれの数字でございますけれども、65歳以上が2万1,018人、75歳以上が9,532人、平成37年の数字でございますけれども、65歳以上が2万3,557人、75歳以上が1万4,309人でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） さらに、昨年10月に作成された東大和市人口ビジョンでは、人口は平成37年をピークに減少することになっていきますけれども、高齢者人口は依然としてふえ続けるということになっています。今から30年後である平成57年の高齢者人口は何人となるのでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 人口ビジョンにおきましては、国勢調査のデータをもとに人口推計をしておりますが、平成57年の65歳以上の高齢者人口は2万7,338人と推計しております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） そうすると、東大和市の推計でも高齢者の人口は平成26年の2万1,018人から37年で2万3,557人、それから平成57年には2万7,338人と長期的にもふえ続けるということになるわけです。平成72年の高齢者人口もこれ出てるんですけども、今から45年後ですよ。ここでも高齢者は2万4,744人ですから、平成37年水準を1,000名以上上回る。それから、現在から見ても3,000人ほど上回るということになります。こうした長期的に30年、50年という長期で見ても、やはりこのチャンスを生かし切るべきではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 高齢者人口につきましては増加していくことは今後も続くものと考えてございます。

一方、介護施設の整備につきましては、市としては介護給付費の伸び、保険料への影響を踏まえ、また介護保険制度の持続性も考慮して検討が必要であるというふうに考えております。

また、地域包括ケアシステムにおきましては、重度要介護者になっても、なるべく長く住みなれた地域で暮らすことを目的といたしまして、施設から在宅へケアの場の移行をすることが求められております。

こうしたことから、施設整備だけではなく、在宅サービスも総合的に勘案して考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の御答弁については後でまた触れさせていただきますけれども、今回、特養ホームについては、整備に当たっての促進係数が改訂されて、東大和市は整備を促進すべき地域として補助額が1.3倍になると。今回54床整備されるので、それをもとに計算すると、それでも促進係数1.2倍ということになるわけです。そういう点ではさらに有利に整備できるわけです。二重に有利な条件があるこのタイミングを逸してはならないのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今お話ありましたように、今年度、は～とふるの開設で54人定員の特別養護老人ホームが整備され、市内では5カ所、380人の定員が整備されることとなっております。28年度においては整備率は1.74%、当市の促進係数1.2ということで、促進係数の段階は1.0から1.5ということになっておりますので、整備率と促進係数の関係で補助率に関しては割り増しの地域になったということについては認識をし

ているところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) これは促進係数が改訂されたというのは、東京都としてやはり特養ホームをどんどんつくっていかうということだと思うんです。私持ってる3年ぐらい前の資料では、促進係数がついてる自治体は少なく、東大和市も促進係数が見つからない1.0だったんですね。これが改訂されたっていうのは、特養ホーム、東京都としてもつくっていく、そのために補助も充実していくというタイミングに今あるんだということだと思います。

先ほど、高齢者人口がふえても、施設整備だけではなくてほかの対応もあるんだということでしたが、実際にそこら辺はどうなのか、必要数についても東大和市が第6期介護保険事業計画の中でいろいろと見込みを立てています。ここでは、平成37年度の特養ホームの量の年間見込み、これはもう既に要介護3以上の方だけというふうになってはいますが、それでも7,500人というふうになっています。これは12カ月で割ると625床必要ということになるわけですが、今年度整備される54床を足しても、今答弁あったように380床、245床不足する計算になりますし、その後も利用者はふえるというふうに考えられます。やはり土地の活用、特養ホームの整備は欠かせないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 年間サービスの見込みの数字でございますけれども、これは計画作成時における国から配付される計算シートに基づいて算出されるものでございます。平成37年度の時点で、仮にでございますが、整備率2%、促進係数1.0として計算をいたしますと必要な定員数460人となります。促進係数と補助金の割り増し制度からは80人ほどの整備が必要というふうに見込んでございます。

一方、これ、繰り返しになりますけれども、特別養護老人ホーム整備に伴う施設サービスの介護給付費の伸びあるいは介護保険料の影響など、総合的に勘案して整備はやはり検討していく必要があるというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 今の後半の介護給付費がふえるという話は6月議会でも答弁いただいておりますが、これは介護制度そのものの問題で、現在市の責任ではないと思っておりますけれども、しかし、利用している国民、市民から見れば、介護保険料を払って施設の使用料も払うといってるけど、介護施設がなくて入れないという事態は、これはもう足りないものについてはちゃんと整備してもらわないと、契約違反というか、そういう制度として介護保険制度はあるわけですから、これは困ったもんだというふうに思うわけです。

それから、同じく老健施設ですけれども、やはり第6期介護保険事業計画では、平成32年度で年間3,684人、37年度で4,488人という必要量が見込まれています。12カ月で割ると32年で307床、37年で374床、今年度末で235床の整備ですから、これも不足をします。

こうして考えていくと、やはりこの7,600平米というと、例えば近くにあるさくら苑でいうと3つぐらいでできる広さになるわけですが、やはりこれは有効に活用すべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 年間のサービスの見込みの数字でございますけれども、先ほどの特養と同じように、こちらについては計画作成時における国から配付される計算シートに基づいて算出しております。

老人保健施設につきましては、現在芋窪に135人定員の施設を整備予定でございます。平成37年の人口ビジョンを見ますと、高齢者人口2万2,936人となってございますから、現在のこれから整備される定員数235人を考慮いたしますと整備率は1.02%となることから、促進係数の上では足りているという認識を持ってござい



す。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 促進係数の上では足りていると特養ホームのときも答弁されましたけれども、それはちょっと苦しい答弁じゃないかと私は思います。促進係数がついていないところは足りてるといふふうには現状を見たってそうならないわけですから、しかも、今特養ホームをつくろうということで促進係数も引き上げが始まっているということなので、それを理由にして足りてるといふのはちょっと無理があるのかなというふうに私は思います。

それから、特養ホームや老健施設の事業認可者はどこになるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 特別養護老人ホームにつきましては社会福祉法人となります。老健については社会福祉法人あるいは医療関係法人がなっているということでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。

認可者でございます。基本的には東京都でございますけれども、地域密着型の特養の場合には29人以下は市が認可をいたします。失礼いたしました。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 東京都が指定する場合でも、市町村の意見を聞いてというふうになっていると思いますが、基本的な指定する認可者は東京都ということですか。小池都知事は、都内のあらゆる遊休地を活用して特養ホームや保育園を整備するというふうに公約をしています。そういう点でいうと、特養ホームや老健施設などの許認可権者である東京都とも相談しながら、必要な介護施設や保育園など福祉施設を整備するという進めていくということではないかと思うんですが、これについての市の考え方を伺います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 市としまして、特別養護老人ホームや保育園の整備を必要とする場合には、今までと同様に東京都の担当部署に相談をし、連携して事業を進めていくことになると考えております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 今言いましたけれども、東京都もそういうことであらゆる遊休地を活用するというのも言ってるわけですから、東京都とも相談しながら、この貴重な7,600平米の参議院宿舍跡地、介護施設を整備する場合に大変有利に使える土地についてフル活用していただきたいというふうに思います。

次に、東京街道団地については、来年度以降、住宅660戸、公園ゾーン、運動公園ゾーン、生活支援施設ゾーンの整備案が明らかにされたわけですが、その後の進捗や明らかになっていること、また市として要望していることについて教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地の建て替えを進めるためには、地区計画の決定など都市計画の手続を進める必要がございます。このため、東京街道団地地区のまちづくりの考え方につきまして、地元の住民の皆様や商業者に説明を行ったところでございます。

市といたしましては、ゾーニングが示されておりますので、地域の課題への対応について東京都へ要望するとともに、道路整備における利用者への配慮等の協議を進めていっております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今伺ってるのは、その要望してる内容というのはどういうものなんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都への要望でございますけど、主に次の3点をお願いしてございます。

1点目といたしましては、地元の住民の皆様のお考えをお聞きして、それを踏まえた計画とすること、2点目といたしましては、東京都は民間活力の導入も想定しながら検討しているというところがございますので、持続性のある施設としていただきたいこと、3点目といたしましては、日用品の買い物施設につきましては周辺の商業者と連携をとった取り組みを検討するようなこと、こういったことをお願いしております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 大変重要な要望をしていただいているというふうに思います。

それから、運動公園ゾーンについては、調布市の事例、都の運動施設でありながら、調布市民の受付開始期日を早めることで市民の優先利用が確保されているという事例を紹介しましたがけれども、運動公園の姿、どのようなものになるのか、また東大和市民の優先利用などについて市の取り組みや考えを伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京街道団地の公共公益ゾーンに設置されますグラウンドの詳細等についてでありますけれども、本年3月に東京都から東京街道団地の整備の方向案が示されまして、公共公益ゾーンに運動広場が設置されることになりました。

その後につきましてですが、東京都のほうとは具体的な話し合いをしてございません。私どもとしますと、市のほうで要望させていただきました1ヘクタール規模の多目的な運動広場を基本に、今後東京都との調整に入るというふうに認識をしております。

したがって、現在までのところ、東大和市民の優先利用など、運動公園のあり方については具体的に検討に入れておりませんので、お答えすることは今ございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは要望しておきます。

それから、向原団地のほうで、これなかなか動かないわけですがけれども、いつまでも決まらないというわけにはいかないんだと思います。どのようなタイミングで具体的に動き出すというふうに市は考えているのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 創出用地につきましては、東京都の政策目的の実現や地域の課題に寄与するという活用するという東京都の基本的な考えに基づいて、今都庁内で検討が進んでいると思っております。

向原団地の創出用地につきましては、東京都単独の活用ではなく、民間活力の導入も想定しておりますことから、事前の調査検討、これが重要でございます、これに時間を要しているのではないかと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 検討はしているようだけどわからないということですよ、要するにね。わかりました。

それで、この問題では他の議員への答弁の中で、前の計画のまま住宅を整備するというのは考えにくいというお話でしたが、そうすると、どのような可能性が残ると考えられるのか伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 向原の以前のプロジェクトで掲げていたまちづくりの目標では、低廉な住宅の供給や環境配慮型の住宅をつくるんだという一つの目標を掲げてまちづくりをしていくというコンセプトが打ち出されておりました。

しかし、事業者の決定手続をやめて以降、この間、高断熱や太陽光発電などを取り入れた環境配慮型住宅というのは一般的になってきたというようなこともございます。そのようなことから、さきに東京都はプロジェクトというか、創出用地での土地利用については改めて検討を行うということを表明しております。

このような一連の流れというようなことを鑑みまして、私のほうではさきのようなコンセプトのままの住宅

市街地の整備といったものは行わないのではないかというふう感じていたところでございます。

それでどんなことが可能かということでございますけれども、東京都の都市整備委員会等でのやりとりの中でも、向原団地の創出用地については駅に近いといったような立地の有利さ等といったものも配慮されるべきだというようなこと、また、先ほど都市計画課長のほうから、都の政策目的の実現や地域の課題解決に寄与するように検討していくというようなことでございますので、先ほど来いろいろ話題になっておりますように、福祉目的であったりだとか、子育てに資するようなものであったりだとか、そういったようなものが可能ではないかというふうに考えておりますが、今後それは事業予定者を決めていく中で検討されていく内容ですので、今その動きについて市に示されているものがないという状況ですので、なるべく早く東京都のほうからそういったものを示していただき、具体的な協議をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

それで、最後に市の土地ですけれども、みのり福祉園の土地、それから第一と第二の給食センターの土地、市有地等検討委員会でしたっけ、庁内で検討すると。別の方への答弁では、みのり福祉園の跡地が先なので、そっちを今大急ぎで検討してるんだという話も伺ったところですけれども、例えば総合福祉センターについては、他の議員から質問ありましたが、今年度でいうと、施設整備基金を取り崩して1億8,000万円補助金も出して、市の土地を無償で貸すということになってるわけです。市内の福祉団体についても自分たちの営利のためにやっているのではなくて、市内の福祉の向上のために取り組まれているわけです。このみのり福祉園や給食センターの市の土地について、そうした市内の福祉団体が活用できるということもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 仮でございますが、仮に市有地等をそういうような有効的に活用するというような団体あるいは関係機関があった場合、それが市有地を利用していただくことが可能というふうな想定をした場合は、当然のごとく、そのような状況が考えられた場合には、広くその情報を皆さんにお伝えした中で、募集については皆さんにお伝えをし、仮にそういうような募集があった場合、市として当然のごとく有利な条件の中で、そういうようなものを示した中で利用ができればというふうなことを考えますが、それは一つの方法ということで、現在はみのり福祉園の跡地、あるいは第一、第二学校給食センターの跡地につきましては、それぞれ優先順位を持った中で庁内の市有地等利活用検討委員会で検討を現在進行形でしているというような状況でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今は仮にというお話ですけれども、そういう福祉団体等の活用も排除しないということで具体的な御答弁もいただきました。今国有地、都有地、市有地ということで伺いましたけれども、これらの問題が非常に大きく、しかも急速に動いているというふうに私は思っていますので、これが市民の皆さんの暮らしの向上に結びつくようにぜひ最大限の御努力をいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

それでは、まず大項目の1、市の官公需についてです。

市の官公需における市内事業者の参入機会の確保について現状と課題をお伺いします。

続いて、大項目の2ですが、小規模農地の維持管理についてです。

市内の小規模農地の維持管理について、①として、農地所有者の高齢化に伴い維持管理が困難になる事例が見受けられています。現状と課題を伺います。

②として、市民農園用地などの募集について課題を伺います。

大項目の3では、高齢者の介護施策についてです。

①として、来春から始まる介護予防・日常生活支援総合事業の準備状況について伺います。

②として、8月からの制度の見直しによって、遺族年金・障害年金受給世帯の利用者の一部で、施設入所時に支払う食費・部屋代が引き上げられました。その影響について現状と市の認識を伺います。

③として、今後要介護1・2を含めた軽度者向けのサービスの見直しについて、福祉用具の貸与、住宅改修費、生活援助の自己負担化や償還払い化などの負担増案が厚生労働省から示されたと報じられております。必要な介護サービスの保障や負担増による生活困窮について、市の考えを伺います。

そして、大項目の4では、西武鉄道多摩湖線ののり面崩落への対応についてです。

①として、西武鉄道多摩湖線ののり面崩落による市民への影響についてお伺いします。

②として、今後の見通しと市の対応について伺います。

再質問につきましては自席において行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔1番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市の官公需における市内事業者の参入機会の確保の現状と課題についてであります。現在市では、地域経済の振興や市内事業者の受注機会の確保及び育成の観点から、指名競争入札等における市内業者の優先指名を指名競争入札参加業者指定基準に基づき実施しております。業種によっては市内事業者が少ないため、市内事業者の確保が課題となっております。

次に、農地所有者の高齢化に伴う維持管理の現状と課題についてであります。農業に従事する方の高齢化に伴い農地の維持管理が困難となるケースが全国的にふえている現状にあると認識しております。

当市におきましても、後継者が確保されている農家は少数であることから、高齢化と後継者育成への対応が課題だと考えております。

次に、市民農園用地の募集等における課題についてであります。当市におきましては市民農園条例に基づき現在4つの市民農園を開設しております。市民農園用地の募集などにおきましては、農園の機能として相当

数の区画割ができる一団の農地であり、耕作に要する水道や園内通路の整備など、利用者の利便性を確保する必要があることから、面積が500平方メートル以上と定めており、このような要件を満たす用地が少ないことが課題であると考えております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。市では、平成29年4月から、要支援1及び要支援2の方を対象として、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を総合事業に移行するため、現在準備を進めております。

訪問型サービス及び通所型サービスにつきましては、それぞれの類型及び基準案を設定したところであります。

次に、介護施設の利用に伴う食費、部屋代の負担軽減の見直しについてであります。平成28年8月から特定入所者介護サービス費の利用者負担段階の判定に非課税年金を所得として勘案することになりました。本制度の見直しにより、利用者負担段階が第二段階から第三段階に移行する方はおりますが、負担限度額認定には引き続き該当します。

市としましては、引き続き利用者の皆様に対して適切に制度の周知や説明を図ってまいります。

次に、軽度要介護者へのサービスや福祉用具貸与等の見直しに関する影響についてであります。現在厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において議論されているところであります。

現時点におきましては、厚生労働省からはそれぞれの見直しの内容は示されておりませんことから、市では引き続き国や東京都からの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、必要な介護サービスの保障や負担の見直しについてであります。市としましては、国や東京都からの情報収集に努め、高齢者の皆様に対して制度に関する情報提供や周知を図り、支援やサービスが必要となる方々への対応を適切に実施してまいりたいと考えております。

次に、西武鉄道多摩湖線ののり面崩落によります市民の皆様への影響についてであります。西武鉄道多摩湖線は、台風第9号の影響によりまして8月22日にのり面が崩壊し、萩山駅から西武遊園地駅の間が運休となっておりましたが、9月6日の始発から運転が再開されました。この運休により、多摩湖線を利用しております市民の皆様は臨時代行バスへの乗車や移動の手段の変更を強いられるなど大きな影響が出ていたものと考えております。

次に、今後の見通しと市の対応についてであります。既に多摩湖線は運転を再開しているところでありますが、今後の台風等による豪雨に備えた再発防止策や安全対策につきまして引き続き西武鉄道に要請したところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に市の官公需についてです。

この質問につきましては、今日本国内の企業の中で9割が中小企業、特にその中でもまた9割が小規模企業と、小規模・中小の企業が日本経済の中核を担っているというところで、これらの企業の振興施策としてこの官公需をふやしていくということが求められているところです。

まず初めにお伺いしますが、管財課で扱う契約案件について、その基準をお伺いしたいと思います。逆に随意契約によるものも別にあるかと思うんですけれども、これらのすみ分けはどういうふうにされてるかってい

うことについてお伺いしたいと思います。

○総務管財課長（中野哲也君） 総務管財課で扱う案件の基準ということでございますが、まず当市の契約基準の契約事務規則に基づきまして、各所管課長から事業の執行に関する売買、貸借、請負、その他の契約の締結について、契約締結請求書等によりまして総務管財課のほうに請求のあった案件を総務管財課では取り扱っております。それ以外の部分につきましては主管課の契約というような内容となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、市の官公需のうちで入札によるもの、随意契約によるもの、それぞれの件数ですとか契約額ですとか、またそのうちの市内事業者が落札した件数、契約額についてはおわかりになりますでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） それでは、まず数値の捉え方ということでお話をさせていただければと思いますが、まず件数につきましては、単価契約を含みまして、契約金額については単価契約は含まないというようなことを前提としております。また、市内業者を含む建設共同企業体——JVへの発注の案件は市内業者の受注ということで含んでカウントをさせていただきます。

その上で、平成27年度における契約担当課で把握している分でございますが、市の官公需の発注内訳についてですが、全体として、入札によるもので件数は182件、契約金額は50億561万6,390円、随意契約によるもので件数は389件、契約金額は12億6,409万5,656円でございます。そのうち市内業者が受注したものは、入札によるもので件数は83件、契約金額は33億4,853万3,354円、随意契約によるもので件数は172件、契約金額は7億7,779万7,320円でございます。

なお、随意契約における数値についてでございますが、年度当初に行う契約に関しては、会計年度独立の原則によりまして年度開始前に入札が不可能であるということから、地方自治法の施行令の規定に基づきまして、随意契約の方法で契約締結することを前提とした準備行為を行っておりますので、そのものを含めた数値となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そうしますと、件数でいうと大体4割5分ぐらい、額でいうと6割超ぐらいが市内事業者が受注されたというふうになるのでしょうか。これが多いか少ないのかということなんですけれども、これはどういう基準で見たらよいでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 官公需法に基づきます平成28年度の中小企業に関する国等の基本方針というのが中小企業庁のほうのホームページで確認できるところがあるんですけども、その中では、中小企業・小規模事業者向けの契約比率といったところでは、平成27年度実績として51.1%、28年度の目標として55.1%といった数値目標が定められるところでは、先ほど述べました数値についてはおおむね満たしてはいるのではないかと認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国の数字と自治体の数字とは全くイコールということではないとは思いますが、それにしてもこの基本方針自体、読んでみますと、国も数値目標を定めて、自治体もこれについてきてほしいという趣旨の内容になってるかと思いますので、頑張ってやっていただいているんだなということは読み取れるかと思います。

今市内業者と中小業者というのは一緒くたにしてしまいましたけども、市内の業者、ほとんどが中小、小規

模ということなんで、このところではあえてそんなふうに見せていただきたいというふうに思います。

それから、次にお伺いしますが、この契約額で入札をしたり随意契約をしたりとか、扱いは変わってくるかと思うんですけども、例えば一件一件の契約は少額なんだけども、反復的に繰り返し購入をしたりとかというようなものというのもこの市の仕事の中には出てくるかと思うんですね。例えばなんですけど、学童保育のおやつですとか、多分毎日買うということは多分ないと思うんですけど、月ごと締めで買うとかいうことが繰り返されるなんていうこともあるかもしれませんし、それから事業所単位でということもあるかもしれませんし、一件は少額なんだけども、一つの事務にすると契約額がまとまると、こういったものなんかについてはどんなふうに取り扱ってるのかっていうのも教えてください。

○青少年課長（中村 修君） 学童保育所のほうで御説明させていただきたいと思います。

学童保育所につきましては月3回から7回ほど、学童の指導員が買い物に行き、アレルギーの関係で商品の成分を確認することとなっておりますので、数量の多いものについては近くのスーパー等で購入することが見受けられます。また、限られた予算の中で工夫をしながら、和洋菓子、果物等を市内の商店から購入を行っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これは念のためなんですけども、伺いますけども、そういうことで、ともすると、これはここが、東大和市がってことじゃなくて、あくまでも全国一般にということなんですけども、ともすると大きいスーパーにそのまま丸投げして配送だけしてもらおうとかいうようなことも全国ではたまに見受けられるようなんですけど、東大和ではなるだけ地元の商店からも買うように心がけられてるっていう理解でいいんでしょうか。

○子ども生活部副参事（梶川義夫君） 公立の保育園について御紹介させていただきたいと思います。

狭山保育園におきましてはおやつも調達してございます。その調達先については、特に選定基準というのはございませんが、市内の小さい、小さいといっちはあれですね、市内の業者、そういったところを契約の相手先として購入の調達をしております。現在狭山保育園では9者程度購入先として把握してございます。そのうち2者が市外の業者ですが、残りは全て市内の商店等でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

次に伺いたいののが、当市では小規模事業者登録制度を設けて、工事に限っては1件50万円以下についての小規模工事に地元業者の参入機会を確保するっていう仕事をしてきてますけども、これを物品ですとか委託などには拡張できないだろうかという声があるんですが、これについてはいかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 現在当市で行ってる登録制度、こちらの拡張というか、そういう御質問だと思いますけども、現在各市の調達につきましては、東京都内の全区市町村で構成しております東京電子自治体共同運営によって、そこの電子調達というシステムで調達を行ってるところでございます。ただ、当市におきましては、まだ全面的に電子調達というものが導入されてない状況でございます。将来的には、これは各市と同様に全面的な導入が必要であるというふうに考えてございます。

今後全面的な導入に当たりまして、電子調達システムへの参加が困難な市内の小規模事業者の方、この方々に対する配慮というものが課題であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私は全部はなかなかわからなかったんですけど、たまたまホームページを見てたら、羽村市なんですけども、小規模等随意契約希望事業者登録制度というのをつくっていて、この制度の中では工事であれば130万円以下、物品であれば80万円以下、印刷80万円以下、業務委託50万円以下と拡張しているんです。

これは要望ということですけども、ぜひこういった制度なんかも参考にさせていただきながら、この官公需については受注の機会確保を広げていただきたいなということを要望としてお願いしたいというふうに思います。

官公需については、先ほども、今お話ありました官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律ですとか、中小企業基本法などの考え方が市の調達の中にもぜひしっかりと反映されるようにお願いしたいということと、国もこの基本方針についてはこの比率を上げていこうということにしていますので、自治体については具体的な数値が今後出てくるかどうかはちょっと私はよくわかりませんが、引き上げていただく方向で努力していただきたいということをお願いして次の項目に行かせていただきたいというふうに思います。

続きましては、小規模農地の維持管理についてなんですけれども、これは本来であれば農業委員会などで議論されることが望ましい課題だとは思っておりますけれども、生産緑地に該当しない500平米未満の小規模農地の維持については市民農園などに活用できないかということをお伺いしたくて質問いたします。

この質問に至るきっかけとなりましたのは市民からの御相談でありまして、実例なんですけど、市内の高齢者で300平米ほどの畑を持っていらっしゃる方がいて、これまでは自分で耕していたんですけども、いよいよ耕せなくなって後を任された農業未経験の御兄弟が市役所や農協などに相談をしたんですけども、結果的に満足が得られるようなアドバイスには至らないで、私のほうに相談が寄せられた次第です。

市農業委員会、農協がかかわっているのは先ほども申し上げましたけども、基本的には生産緑地に該当する500平米以上のものというふうになるため、市内の農地のうち、それ未満の小規模農地の維持管理は事実上の所有者に任せきりというふうになっているのが実態かというふうに思います。

そこでお伺いいたしますが、市内の農地のうち500平米未満の小規模農地というのは大体どれぐらいあるかというのは把握をされていらっしゃるのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） ただいま御質問にございました市内の500平米未満の小規模農地がどのぐらいあるのかといったことですが、面積で申し上げますと、平成26年度の状況となりますが、約21ヘクタール、市内の農地全体の3割強ほどの面積であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 生産緑地に該当してる500平米以上の農地の場合、耕作者の高齢化によって耕せなくなった農地を維持するにはどういう制度がまずあるのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） ただいま御質問いただきました耕作が困難となった農地の維持に対する制度、どんなものがあるかといったことですが、

農地の維持につきましては、まず税に関する制度が重要となることが多くて、生産緑地指定を受けた農地につきましては、例えば相続税の納税猶予制度適用を受けた農地所有者が耕作できなくなったといった場合、例えば住居及び生計をともにいたします親族並びに2親等内の親族が農業経営を継続することで、経営者はあくまでも猶予制度の適用者とみなすことのできる規定があったりいたします。また、農地所有者の故障、故障といいますのは、例えば病気ですとかけが、あと高齢になったことで身体障害、またやむを得ない事情により恒久的に営農が困難になった場合、こういったことを故障というふうに総称させていただきますが、であれば、



営農困難時の貸付、こういったことを行うことができます。

ただし、この貸付を行った場合なんですけれども、農業の主たる従事者は借受人となりまして、農地が生産緑地の場合に所有者死亡時の買取申出、こちらができないことになってしまいます。こういった制度に対する問題につきましては、農業委員会におきましても改善等が必要であるということで課題になっております。現在も検討が重ねられているところございまして、制度問題で困るような場合が、こういった事案がございませぬ場合には、農業委員会の地区委員等に御相談いただくのが最良かというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 500平米以上についてはこういう制度を持って農地を守るということになっているわけなんですけれども、一方で、それを下回るところではこの制度は適用できないということになるわけでありませぬ。

一方で、都市農業基本法ですとか、市民農園整備促進法という法律がありますけれども、これなんか見ますと、これは全く新しい考え方を示したんだということは解説にも出ていますけれども、農地イコール生業のための生産の場所っていうこれまでの考え方を変えて、もっと小さいものであってもレクリエーションの役に立つとかいうようなことなんかも都市農地の新たな機能なんだっていう、そういう位置づけをしているようです。

開設準備のこの基準、先ほども御紹介ありました市民農園の場合は500平米以上の土地について借り受けるというようなことなんですけど、これをもっと300平米ぐらまで引き下げることにはできないのかっていうことも聞かれます。考え方としてまずどうかということと、他市では取り扱いはどうなのかっていうことも伺いしておきたいと思えます。

○市民部長（関田新一君） 市民農園の用地の面積要件という御質問でございます。

先ほど市長のほうからも御答弁いただきましたとおり、農園として整備する上におきましては、利用者の利便性というのを確保する必要があるというふうに考えているところでございます。耕作に要する水道ですとか、また園内の通路ですとか、こういうものを整備することから、相当数の区画割ができる農地であるということが望まれているところでございます。

そのため、本市といたしましては500平方メートル以上と、このように定めているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それを整備できる条件が500平米なければできないのかどうかっていうのは、これまで実際にないわけですから、確認もしようがないというか、紙の上で考えるっていうことはできるかもしれないですけど、実態としてそれができないかどうかっていうのはわからないわけですよ。ですから、何とかしてこういった500平米切ってるところについてもテストケースとして1個でも試してみただけでないかなということをお願いしたいというふうに思っています。

先ほどの御案内のとおり、東大和は近隣市に比べても畑の総面積そのものも非常に小さい上に、今あったように3分の1はこの500平米切ってるところだということで、これは何とか残したいというふうに私も思った次第です。

特にこの議会でも本当に皆さん多く取り上げられているのは、一つは、市の問題でいうと高齢化の問題と、それから水害の問題なんかも出てきました。この農地がどんどん少なくなっていくということは、特に水害の問題なんかも大きくその原因になっているんじゃないかというふうに思われますので、こういったところでもこういう小規模の土地が都市生活にとって大変重要なもの、残すべきものなんだというところでは引き続き

検討していただきたいというふうに思いまして、要望いたします。

それでは、3の高齢者の介護施策に移らせていただきます。

まず来春から始まる介護予防・日常生活支援総合事業なんですが、市のこのサービス類型基準案については初日の全協でも資料をいただきましたが、かいつまんでいうと、これはどういう点を整理したというふうに理解すればいいのか、またその理由などについても教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） まず訪問型サービスでございますけれども、これについては市は現行の相当なサービスと、あと基準緩和型のサービスを実施することで案を示させていただきました。

この理由でございますけれども、昨年度実施したケアプラン分析の結果を見ますと、訪問サービスの方の9割近くが生活支援を受けているという結果が出ております。そういうものを踏まえたところでございます。

また、今年度実施した事業者向けのアンケートにおきましても、基準緩和型の参入に希望があるという事業者があったことからでございます。通所型のサービスでは現行相当サービスと基準緩和型サービス、あと短期集中型の予防サービスということで案を示させていただいたところです。これにつきましてもアンケートの結果ですとか、あるいは現行のサービスを利用したい、運動機能の社会参加を目的に利用したいというアンケート結果を受けたものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そうしますと、国が例示したものと比較でいうと、訪問型サービスのB、住民主体による支援ですとか、これはAにも一部ボランティアを入れてというようなこともありましたけど、そのAの一部ですとか、それからあと訪問型サービスのDですか、移動支援、こういったものなんかはなくなったわけがありますが、6月議会で伺ったときは生活支援コーディネーターの方がこういった住民主体のサービスの実施の可能性について、市内の団体などいろいろな調整はしている途中だというふうにお話があったかというふうに思うんですけども、これ、聞き取りなどをされたときに、例えばこの創業事業の中に組み込んで助成を受けたいとか、そういうようなお話というのはなかったんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今お話ございました生活支援コーディネーターでございますけれども、今年度に入りまして市内で活動している、サロン活動を行っている団体等に把握のために聞いているところでございます。その中では、訪問サービスBということに限定するのではなくて、もう少し広く、生活支援サービスであるとか、地域の活動状況を聞いているというところで、その中ではサービスBに参入したいというお話は特になかったというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これにつきましては、私どもとしては、今まで公的な保険で行ってきたものを市、自治体に投げて、それをまた住民のボランティアに期待する、置きかえるという考え方はいかなものなのかということについてもこれまでも意見を言わせていただいていたけれども、今回はそれがなくなったと。

とはいうものの、一方で、住民がボランティアでいろいろサロン活動だとか、そういったものをやりたい、そこに援助もほしいというような御要望がこれからふえてくるということもなきにしもあらずのかなというふうには思っています。

これは私が住んでいます奈良橋でこの日曜日に自治会が、東京都の地域活動支援アドバイザー派遣事業というのを利用して、高齢者の見守り活動に関する取り組みについて勉強会をやりまして、東京都から委託された先生が来てお話ししていただいたんですが、この中でも東京都の職員さんから御案内があったのは、地域の底

力再生事業助成という制度をつくって、自治会などに20万円から200万円といった、メニューにもよりますけれども、10分の10から2分の1の支援をしてこういうサロン活動なんかに助成をすると、そういう制度もあるんで、ぜひ活用して地域の中でそういう仕事も積極的にやってほしい、それが必要なんじゃないかという、そんな提起もありました。私はこれは、こういうことは恒久的に保障されていくということは必要なことだというふうに考えますので、こういった違う制度、これはこれとしてきちんと今後も育てていくということは必要なのではないかというふうに思っております。

続きまして、現行の訪問通所サービスを利用してきた方が総合事業に移行するタイミングというのを確認させていただきます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在の要支援サービスを利用されている方の総合事業の移行時期でございますけれども、これにつきましては要支援の認定の更新時に総合事業に移行するというところでございます。そのため、移行時期はそれぞれの方の更新時期によって異なるというところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

次に、施設入所時に負担するお金と軽減制度について、おさらい的にどういったものがかかってくるのかということをお教えいただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護施設から請求されるものは幾つかございますけれども、4点ございます。

まず1点目として、サービス費、これの1割または2割が自己負担となります。それから食費の一部、あと部屋代、これについても請求をされます。それから、4点目として、おやつだとか娯楽費の日常生活費がございます。食費や部屋代は施設との契約によりますが、国が示しております基準費用額という目安もございます。

一方、負担を軽減する制度でございますけれども、サービス費の一部につきましては、これは1万5,000円から4万4,400円、段階がございますけれども、それぞれの超えた部分、高額介護サービス費として給付をしております。

それから、食費、部屋代については、こちらも9,000円から5万8,800円というところで、超えた分については特定入所者介護サービス費として給付をしているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この8月から変わったということで、金額が突然変わってびっくりされたような方も多分いらっしゃるんじゃないかと思うんですが、窓口で相談にこられた方っていうのはおられましたでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 窓口で費用が上がったというお問い合わせですけれども、数件ございました。内容を確認をいたしましたところ、利用者負担段階が2段階から3段階になったというものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今回見直しの対象になられた方というのはどれぐらいの負担増になるものなのかっていうのはわかりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 2段階から3段階になるということで、食費の一部でございますけれども、1日390円から650円、月7,800円ほどの見直しということになります。部屋代につきましては、施設の部屋、多床室から従来型の個室、今はユニット型というところもございまして、それぞれで異なりますけれども、全く変更のない多床室、370円のままというところもございまして、従来型個室でいいますと420円から820円に変わった、それからユニット型個室では820円から1,310円、480円の見直しが行われております。月30日でおお

むね1万2,000円から2万4,600円の2段階から3段階に変わったところで負担が変わっているというところがございます。部屋代、食事代で合わせての負担というか、見直しですけれども、月当たり1万9,800円から3万2,400円の見直しになっているというところがございます。

以上でございます。

○1番(森田真一君) ありがとうございます。かなり引き上がるところもあるんだなというふうに思いました。

厚生労働省がこの8月からの変更についてリーフレットを出されていたんで見たんですけども、この中に今まで非課税であった年金も所得の中に算入していくってということなんで、そこについての注意書きなんですけど、故意に非課税年金の支給額を申告しないことなどにより不当に負担軽減を受けた場合、中略しますが、負担軽減額と合わせて3倍の額の納付を求めることがありますと、厚労省のリーフにはそういうふうにあります。

私、これを読んでちょっとおやっと思ったことがありまして、一つはこの非課税年金の中に遺族年金があるわけですが、この遺族年金というのは、後になってからの支給が決定してまとまった一時金ですとか年金が入ってくるってことがままありますものですから、ともすると、他のいろんな制度の支給要件とぶつかってしまって、後になってから気がつかないときに多額の返金を求められて困惑をするというケース、随分私も見かけるんです。

この場合、高齢の御本人や家族などに適切に案内できるような工夫が必要ではないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。特に遺族年金の場合だと、一時金が結構まとまった額が多いですから、この毎月の収入とは別に預金、現金のところの1,000万円という基準ともぶつかってくる可能性があるのかなというふうに心配してるんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) この年金の把握でございますけれども、日本年金機構等から年金保険者といいますけれども、市に非課税年金の受給額が5月下旬ごろ、これ年次といいますけれども、通知をされます。また、情報に移動、変更等があった場合には月次でも通知をされます。このことによりまして、市といたしましては、非課税年金の受給に係る情報を把握することが可能ということになってございます。

利用者負担段階が2段階から3段階になった場合には差額を請求するというにはなりますけれども、故意に申告をしていないものではないということで、加算金の納付までは求めるものではございません。また、窓口におきまして、申請の際には非課税年金の受給確認等の対応をして説明を申し上げているところがございます。

以上でございます。

○1番(森田真一君) 御本人の責任で後になってからということはないということがわかっただけでも少し安心をしたところであります。

次に、施設入所時に支払う食費、部屋代の見直しですけれども、今ほども結構まとまった負担がふえていくという様子がわかったんですが、市民からの生活相談の中で聞かされるお話の中でも、現状でも介護、医療の負担増や年金の削減で高齢者の生活が本当に追い打ちをかけられているんだなというふうに思える事例が幾つか見られます。私はこの場では市内の高齢者の方お二人から伺った事例、ちょっと紹介をしたいというふうに思うんです。

1人目は、ひとり暮らしをされていらっしゃる90代の女性、Yさんとおっしゃいますが、ことし転倒して骨折で入院、退院後、手すり等の介護用品をレンタルで使用、デイケアに今通っているということなんです。生活保護受給者の方なんですけども、本来であれば介護や医療については心配するはずのない方なんですけど、別

居の御家族のなんかが次々と病気やけがに見舞われたということもありまして、そちらのほうとの関係でも持ち出しがふえて、今御自身が非常に負担感を強く感じているということなんです。これからの介護サービスの負担増を考えると、車椅子を今借りてるそうですけど、これも返してあらかじめ外出をする予定のときだけその都度借りることにしようと思ってるというお話もされていました。デイケアに通うのももうやめようかなと思ってるんだと言っていました。

そういう話を聞きますと、外出といっても、緊急時のときにどうしても外に出なきゃいけないなんていう場合、一体どうするのかとか、デイケアに行かなくなって本当に大丈夫なんだろうかと、はた目に見えても心配に思えるようなケースでした。

もう一人の方は、これはずっと若くはなるんですが、60代後半の男性のTさんとおっしゃいますが、この方、夫婦二人暮らしですが、3カ月前に脳出血で倒れて入院、その後、今老健に入所されている方です。この方も生活保護なんですけど、生活保護受給中のため、負担は最小限で済んでいるけれども、先ほどもありました食事代、日常生活費の請求が1カ月でいうと月に1万3,000円ぐらいになって自己負担をしなければならないと。日常生活費は固定の教養娯楽費が4,000円ほど、これはもう機械的に負荷されるんでこれはもうどうしようもないんだけど、任意のおやつ代、9,000円ほどになるんですが、これを節約していますと言っていました。それでも支払い後には全く手元にお金が残らない、そして、私、何度かお見舞いに行って思ったんですが、ちょうどおやつ時間に皆さんがおやつ食べてるところで、御自身は選択していませんから、おやつ食べないで席を外されてると、こういう姿を見ますと、ちょっと寂しいものがあるなというふうに思ったりもするわけです。

この方にお話を伺いますと、とにかく早期退所を望んでいるんだと。これは当然のことですけれども、その理由というのが、家族のもとに早く帰りたいということはもちろんなんでしょうけど、これ以上ここにいたら本当に負担し続けられないと、こういうふうに切実に訴えられておりました。この方の奥様も病弱で、複数病院に通っているということも背景にあるのかなとは思いますが、いずれにせよ、在宅、入所の方問わず、本当にぎりぎりの中でサービスの打ち切りというようなことも今の時点でもう考えていると。これから後のところでも質問しますけど、介護保険の利用料が1割から2割になるというようなことも今後出てくると、こういう方たちはどうなっていくんだろうと思います。

そこでお伺いしますが、今でも大変な負担に苦しんでいるところで、今後福祉用具の貸与の償還払い化などが導入されたら、要介護度はますます悪化していく方が多くなるんじゃないかというふうに思うんですが、そういうおそれがないかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 先ほど市長からも御答弁させていただきましたが、福祉用具の貸与等の見直しにつきましては、現在厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で議論されているというところは認識をさせていただきます。

ただ、それぞれの見直しの内容が示されていないということから、市では適切な事務が執行できるよう、今後発せられます情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この件で、先日、東京新聞で特集組まれたそうで、私はちょっとそのとき、その日には気がつかなかったんですが、この東京新聞が福祉用具貸与の償還払い化という計画があるということを報じましたら、読者の方からいつもにないような物すごい反響があったということの後日また記事にしておりました。ここでは通院や外出、日常生活に著しい支障が出る、状態が悪化し寝たきりとかになってしまいそうなど、政

策効果に疑問視する声も上がったと。軽度者への用具貸与のため、政府が介護保険から給付しているのは、ことしの2月分で95億円、介護保険全体の1.4%にしかすぎないと。事業者団体の日本福祉用具協会が利用者約500人に行った調査では、用具利用以前は半数以上の方が転倒を経験していたが、利用後は9割以上で転倒の不安が軽減したということを伝えています。一方で、用具が使えなくなったら、種類によっては25%の人が訪問介護に依頼すると回答していると。

これをもとに国全体で訪問介護の費用はどれくらいふえるのかということもこの団体、試算したそうで、少なくとも年間1,370億円のコスト増になり、介護人材も新たに10万人以上必要となるということなんです。95億円を惜しんで1,370億円、またそれ以上の介護の件費が膨れ上がってくると本末転倒も甚だしいと、こういう趣旨のことだと思うんですけども、こういったことに極めてこれから注意をしていかなきゃいけないと思いますし、また、国の動向についても注意深く見守っていくということはおっしゃっておられて、ごもっともだし、求められることであるんですけど、同時に被保険者の声をぜひ自治体からも上げていただきたいということをお願いしまして、この項目については締めさせていただきますというふうに思います。

続きまして、西武鉄道多摩湖線ののり面崩壊への対応について伺います。

まず事故の概要とその後の市の対応について、簡単に御紹介いただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 西武鉄道多摩湖線ののり面崩壊の被害の概要ということでございます。

8月22日月曜日の午前11時29分ということでございますけれども、西武遊園地駅発の国分寺駅行きの4両編成の車両におきまして、電車の運転手が運転中に架線を支えております支柱が傾いていることに気づきまして、電車を停車したということでございます。運転士が状況を確認しましたところ、停車中の車両と線路の間に、線路脇ののり面の土砂が流入しまして、4両編成の最後尾の車両を押し上げた状況になっているということを確認したということでございます。原因は降り続いた雨の影響ということでございまして、進行方向左側ののり面の地盤が緩んで電車の停止後に土砂が流入したということによるものでした。乗車人員は6人ということでしたが、けがはなかったということでございます。

また、その後の市の対応でございますけれども、運転再開まで1カ月程度かかる見込みもあったということで発表されておりました。また、市民の方からも不安の声をいただいておりますことから、8月25日木曜日に市長が西武鉄道に直接出向きまして要請書を手渡ししております。その中では、一日も早い運転再開や代行輸送手段の充実、再発防止策の徹底、鉄道沿線の急斜面地等への安全対策の徹底など、そういうことを要請してまいりました。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

いち早く市が西武鉄道に申し入れをされて、必要と思われることを鉄道側にも進言されたというのは本当非常に大事なことだと思っておりますし、ありがたく思いました。

実はその直後、9月1日なんですけど、私どもも西武鉄道のほうに東大和、東村山の両市議団ですとか、あと私どもの国会議員、都議会議員なんかも連れ立って西武のほうに実は行ってまいりました。それで、ほぼ同様の申し入れもさせていただきながら、直近の状況について懇談をさせていただいたんですけども、特に9月1日の時点で心配されていたのは、いつ運転が再開になるかと。当時は1カ月ぐらいはかかるというような見込みであったわけですけども、たまたまこの日、9月6日に運転再開ということが決まったというふうにその場で言われましたものですから、本当に関係者の皆さんの御努力が実を結んだのではないかなというふう

に思いました。

ちょっと事後的に、今後こういうことがないようにということでこれから少し確認をさせていただきたいと思うんですけども、運休中の代替輸送については極力配慮してほしいということで申し入れをされたわけがありますが、その実際どうなってるかっていうのなんかについては、何か情報はその間入ってたりとかしたんでしょうか。多分通勤でお使いになる方なんか市役所の中にはいらっしゃるかなというふうにも思ったんですが、いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） まず臨時バスの運行状況につきましては、当初、本数も少なかったようでございますけれども、利用者の皆様の状況を踏まえまして、徐々に本数もふやしていただいたということを確認しております。また、増便の見込みなど、そういうことも問い合わせもしてみたんですが、利用状況を踏まえて対応していただけるというようなお話もいただいております。

また、特に新学期が始まる際に、武蔵大和駅での代行輸送の状況について確認したところでございます。そのときには、臨時バス等に乗車できない人はおりませんでした。また、そのときの状況によりますと、西武鉄道の社員の方が複数で対応されておまして、混乱のないように誘導されてるような状況が見てとれた状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私も通常、武蔵大和は週に1回ぐらいは朝、駅頭に立つようなことがありますものから、ここでは9月1日を挟んで、朝2回、夜1回ですか、わずかな時間ではありますけれども、どんな混雑のぐあいなのかとかいうようなこともちょっと確認をしてまいりました。今報告があったように、鉄道の社員の方たちも親切丁寧にアテンドしておられましたし、特に初日は少し並ぶ列も多かったんですけども、文句が出たりとか、苦情が入るようなこともなかったようですし、本当に一生懸命やられていたし、9月1日以降は増便もされて対応されていて、乗り切れずにずっと待たされたみたいなことも全くなかったというようなことは確認をいたしました。

この後なんですけど、事故の再発の防止のために必要だと思われることについて、市のほうではどんなことをお考えになっているかということがありましたらお聞かせいただきたいんですが。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東大和市のほうでも西武鉄道に要請しました要請書の中で、今回の崩壊箇所での再発防止の徹底について要請をしたところでございます。実際の再発防止策というのは、西武鉄道が鉄道事業者として対応するというふうに市としては考えているところでございます。

現在西武鉄道では、崩壊箇所ののり面全体にシート養生を行ったり、あるいは土のうやH鋼によりまして土留めを行って土砂の流入防止対策をしているということでございます。またあわせて、雨量計や崩壊センサーを設置して監視体制の強化を図っているということの状況はつかんでるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私もこの西武さんのほうに伺わせてもらう前に、改めて、市がつくられている防災マップを見ながら気がついたんですが、この事故が起こったところはちょうど都立狭山公園のすぐ脇を通る線路、赤坂という坂になってるところなわけですけども、今回崩落事故が起きたのは東村山側の斜面になるんですけども、よくよくこの防災マップを見てみますと、同じ坂の南側というんですか、武蔵大和駅から見るとこのホームのすぐ北隣といったらいんですかね、の部分なんですけども、急傾斜地崩壊危険箇所というところに指定をされていて、今回の質問とちょっとずれますけど、この日同時に起こっている蔵敷の太子堂のところで

やはり同時に土砂崩れが起こってるということで、そこにも同じマークがついてるわけです。

改めて、この防災マップがあらかじめこは注意してっていうふうに強調されてる場所が、まさしく本当に事故が起こるところなんだなということを改めて認識をしたわけなんですけども、西武さんのほうでお話を伺ってみると、ここのところがそういうふうに指定されているということはちょっと御担当のほうの方は存じてなかったようでありましたんで、ここのところにも土砂崩壊センサーが設置をされるのが望ましいんじゃないかということをお申ししてきたところであります。

西武鉄道が毎年国土交通省に向けて安全・環境報告書というのを、これは鉄道会社どこでも出すんですけども、というのを毎年出して、この中では落石の危険があるところでは土砂崩壊センサーを設置していますという、そういう説明をしてるんですけど、落石があるところにはということ、落石がないところにはつけてませんということなんで、ここの場所はまさにそんな上から石が降ってくるようなところではないんで、だからなかったんだと初めてそこでわかったわけなんです。

ところが、とにかく現にこうやって土砂崩れが起きて、幸い人命には被害はなかったんでよかったんですけど、再発防止ということだと思いますと、こちらは東大和側にもこの土砂崩壊センサーの設置を求める必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、個別のことであって申しわけないんですが、これについてはいかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 崩壊箇所以外の急傾斜地の崩壊センサーの設置ということでございますけども、この辺につきましては具体的な対応になりますので、やはり西武鉄道の鉄道事業者たちの対応、危険度を判断しての対応になるんじゃないかと思っております。

一方で、市としましては、繰り返しになりますけど、要請書の中で鉄道沿線の急斜面地の安全対策ということをお願いしておりますので、やはりその具体的な判断は鉄道事業者の立場の西武鉄道ではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そのとおりでありまして、そのためにも住民、自治体、事業者が知恵を寄せ合って、盲点になっているところはないかとか、いろいろ点検をしていくということが重要なことというふうに改めて思いました。

これで締めますけれども、今回の議会では連日のように台風、大雨ということで、市の職員の皆さんも本当に朝から晩までずっと対応に追われて、大変な中で議会にも臨んでいただいたということで、議会の側も本当にそういった住民の不安解消ということでいろんな角度から質問させていただいておりますけれども、ぜひ住民の安全、守るためにお力添えいただきますことを改めてお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

---

午後 2時06分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---



◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（関田正民君） 次に、9番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[9 番 中村庄一郎君 登壇]

○9番（中村庄一郎君） 9番、自由民主党、中村庄一郎です。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1番といたしまして、公園のトイレについてでございます。

設置状況について。

ア、型式について。

イ、構造について。

ウ、環境について。

エ、現状と今後の課題です。

2番、消防団について。

1番といたしまして、団員の状況について。

ア、環境について。

イ、団員の確保について。

ウ、現状と今後の課題について。

2番といたしまして、装備についてでございます。

ア、現状と今後の課題でございます。

再質問につきましては自席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

[9 番 中村庄一郎君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公園のトイレの型式と構造についてであります。現在市内の公園及び子ども広場につきましては、22施設、26カ所にトイレを設置しております。また、和式、洋式の別では、和式が38基、洋式が2基、だれでもトイレが11基であり、またほかに男性用小便器が20基あります。さらに、建物の構造がFRPなどの簡易的なものは12カ所となっております。

次に、トイレの環境についてであります。下水道本管が整備されていない狭山緑地と下立野子ども広場のトイレを除き下水道へ接続をしております。また、清掃につきましては週2回実施し、利用される方が気持ちよく使用できるように努めております。

次に、現状と今後の課題についてであります。多くのトイレは設置から長期間経過しており、老朽化や旧式化している状況にあります。

今後の課題であります。計画的な更新や適正配置などの検討をしてみたいと考えております。

次に、消防団員の状況についてであります。消防団員は、仕事、学業等に従事しながら、東大和市を災害から守るという使命感のもと、地域防災のかなめとして幅広い活動を行っております。その活動は多岐にわたり、災害時の出動、平時の訓練、自治会等の防災訓練への参加等、さまざまな防災、啓発活動等があり、その多くが土曜日や日曜日などの休日に行われております。こうした消防団員の活動は家族の協力なしには成し得ないものであり、消防団員とその御家族の献身的な貢献により消防団活動が継続されているものと認識しております。

次に、消防団員の確保についてであります。現在の消防団員数は9月1日現在で定員189名に対し154名で35名の不足の状況であります。このため、東大和市消防団では、各分団が地域の方々に対し出初式、総合防災訓練、自治会等の防災訓練などを通じて消防団員の募集を行っております。そのほか、消防団ホームページ、フェイスブック、消防団だより、市報、市ホームページでも活動内容を広報するとともに、常時募集を実施しているところであります。

また、市職員の団員加入につきましては、採用面接の理事者面接で消防団の加入意思の確認を行っておりますし、新入職員の研修カリキュラムの中でも勧誘を行っております。

これらによって、市職員による消防団加入者は現在14人を数え、今後も加入促進に努めてまいります。

次に、現状と今後の課題についてであります。近年の社会環境の変化等から、東大和市においても消防団員の多くは職業が自営業から会社員等へ移行しております。このため、日中は市外で勤務する団員が多く、平日昼間の出動可能人員の確保が課題であると認識しております。

また、消防団が市の北側地域に偏っており、南側地域では第七分団の1団のみの状況であります。人口が密集している地域での新たな消防団設立は大きな課題であると認識しております。しかし、消防団設立は中核的な役割を担う人材が必要となることから、今後人材育成に努める必要があると考えております。

次に、装備についての現状と今後の課題についてであります。平成25年から27年の3カ年において、新活動服、編み上げ靴、皮手袋、防塵マスク、エンジンカッター、発電機、削岩機、デジタル受令機等を配備し、災害時の出動における資機材を含め充実を図りました。

現在平日の昼間の出動可能人員の減少傾向への対応として、ポンプ車の更新の際は、ポンプ車に搭載するホースカーを少人数でもおろせる油圧式を導入していく予定であります。

今後につきましては、ポンプ車の更新時に災害時を想定し、ホースの延長距離のさらなる確保のため、ホース、乾燥等資機材の充実を努めてまいりたいと考えております。装備の整備に当たっては、現場で実際に使用する消防団の意見を十分に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番（中村庄一郎君） 細部にわたっての丁寧な御答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。

公園のトイレについてでございます。

公園のトイレは公園利用者を中心に設置されているというふうに思いますけれども、近隣を巡回する営業マンやタクシードライバー、近くの作業をするシルバー人材センターの会員や建築・土木の従業員さんなど、市外からの方も多く利用されております。最近では特にシルバー人材センターの方ですとか、やはり市内の造園業の方からもできるだけ上手に利用ができるようにというふうな要望も来ております。

また、これは各家庭やなんかを、その家を見るときに何を見るかということ、まず玄関を見るっていうんですね。その後に今度は何かということトイレっていうんですね。やはりその家の家庭の事情を見るのには玄関とトイレだって言われるんですね。やっぱり市もそうだと思うんですね。やはり玄関といえば、当然入口である駅前ですとかそういうところでありましょうし、やっぱりトイレというのもしっかりとどういう状況かなど見るのが多いようです。何か私もいろいろな企業の方から聞きますと、やはりよその市と比べてみたい、トイレの事情も言われることがございます。ですから、トイレを見るとこの市はどんな感じなんだというのがうか

がえるとよく言われます。

当市の公園のトイレについては簡易的な構造のものが非常に多くて、設置するところに当たり、公園用地が借地などで簡易的な構造となっている理由はわかりますけれども、年末年始には、その簡易的な構造になっているからゆえに凍結防止で使用禁止となっているところなんかも見受けられます。コン柱からとめてしまうので、水飲み場や手洗いなども使えなくなってしまうというようなこともあるようでございます。

また、一般家庭におきましては最近洋式のトイレが多いかと思えますけれども、公園のトイレはほとんどが和式、子供によっては使い方がわからないなどの困惑する場面にもなっているのではないのでしょうか。これらのことから、公園のトイレにつきましては、ある程度しっかりした構造で洋式化やだれでもトイレ、またおむつ交換台など、子育てにも配備したトイレの配置などを検討をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） トイレについてでございます。

非常に東大和市の公園のトイレもそうですけれども、学校も含めてトイレというのは非常に少しおくらしているという認識は持っております。そういう中で、学校も、おくらせながら、今年度から試行という形で少しトイレの改修に手を染めたという状況でございます。

そういう中でございますので、トイレを見るとそのうちの状況がわかる、その市の状況がわかるよというお話ももっともだと思います。そういう中で、やはり優先順位をどこにするかと、限られた財源の中、ございまして、そこを各種計画などに基きまして計画的な更新、適正配備を検討して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ安心して快適な利用ができるように進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、消防団についてでございます。

市長から御答弁があったように、消防団員は仕事や学業等に従事しながら、東大和市を災害から守るという使命感のもとに地域防災のかなめとして幅広い活動を行っております。ここ最近の台風や豪雨などにおいても、消防団員は天候の状況や昼夜を問わず地域のために出動しております。また、それを支える家族にも大変な御苦労があると認識しているところであります。

私も消防団の経験があるんですけども、いざ火事だというと、起こしていただいたり、半長靴だったんですけど、半長靴を用意していただいて玄関をあけてもらって、家族のほうに、それで慌てて出ていったなんていうこともございます。苛酷な状況下で献身的に活動する消防団やその家族に対して、消防団を取り巻く環境の改善を図り、活動しやすい体制に向けて取り組む必要があるのではないかなというふうに考えております。

団員の報酬や手当については、今から大体23年から25年ぐらいになると思うんですけども、訓練出動手当がたしか1,700円、それで火災出動手当が1,800円だったというふうに思います、たしか、記憶に残ってます。出動手当が統一されて2,500円という増額になったものの、それ以来変わっていないのが今現状続いている状態だと思います。これについても今後もぜひ検討をお願いしたいところであります。

また、消防団の家族の御苦労をねぎらう慰労等の取り組みが必要なのではないかというふうにも考えております。分団によっては独自で実施している分団もありますけれども、こちらにおきましては費用等の面でも限られておりますので、これについても今後の検討をお願いしたいというふうに思います。

また、消防団員の確保については全国的な課題になっているところでありますけれども、当市においても、

先ほど市長の答弁によりますと、35名の不足が生じているということでありました。35名の欠員ということは、丸々1個分団がないのと同じ状況であります。この課題、これの解決としては、まずは一番直近で昼間から市内にということになりますと、市の職員さん、あとは市内に、例えば団地等によって1個分団をつくるくらいの大膽なことをする、こういう大膽な発想の中の一つ1個分団をつくるくらいの必要性があるんじゃないかというふうに考えております。

市職員の消防団への加入については、採用の面接において消防団への加入の意思の確認とか、あと新入職員の研修カリキュラムにおいて勧誘を行っているとのことでしたけれども、現状の団員数の不足を踏まえれば、これまで以上の積極的な加入促進を進めていただきたいというふうに考えます。ぜひ市の職員さんには、地元で働く市民の一人として、また市民の生命と財産を守る担い手として、行政研修の一つとして考えていただき、これは防災の経験ですとか、あとは団体の中の組織の中のいろんな研修という意味でも恐らくいい研修になるんじゃないかと思えます。市役所で1個分団の検討ができたというふうに考えております。

また、消防団が北側地区に偏っておりまして、人口が密集している南側地区には1個分団のみの状況にあること、七分団、南街の分団ですかね、大きな課題と認識しているとの答弁もございました。南の地域に準工業地域の組織があれば、そこの工員さんとかで一つ工業地域の中で1個分団というふうなことができるんでしょうけども、現在は工業地域自体が今ああいう状況になっております。そんな中では、マンションですか団地、こちらには要するに管理組合とかっていうのがあるようでございますけども、その中でも、前にもちょっとお話が出たようですけど、自治会のようなものを一つしっかりとつくっていただいて、その中で消防団1個分団ぐらいの人数をそろえていただくとか、そういう市長がふだん考える協働ってところでぜひ進めていただければというふうに思います。

そして、装備、整備に当たって、こちらについては、来年度は第六分団のポンプ車、一般的には皆さんには消防車といったほうがわかりやすいかと思えます。更新が計画されているというふうに聞いておりますが、やはりそういう配備につきましても、現場で使用するための装備であることをよくよく理解をしていただき、現場で実際に使用する消防団や消防団員のぜひ意見を十分に取り入れることがまず大切かなというふうに思えます。やっぱり道具とかは使う人の身になってどういうものがいいのかというのが大切かなと思えます。それによっては、次の消防車の入れかえ、ポンプ車の入れかえによっては、じゃ次にはどんなふうなものが必要なのかということも、今までは基準値があって、基準値の中の範囲で消防車を宛てがったり、装備を宛てがったりということもありますけれども、今後は使用目的や、あとはやっぱり消防団というものの方向性、これをどういうふうにしていくかということについてはしっかりとそういう装備面のところもこれからの検討が必要かなというふうに思います。

また、消防団については、時代や環境の変化に適切に対応すべく、今後北多摩西部消防署との連携についても、人材、予算、装備を含めた基本的な対応等を検討していくべきなのかなというふうには考えます。消防団の今のこういう現状も考えますと、やはり地域の消防団としてどういう方向性でどういうふうには基本的に初期消火をしていくのかとか、そういうことなんかもやはり北多摩西部消防署としっかりと検討を、まさに今これからしていくべきなのかなというふうに思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） ただいま中村議員から、消防団のOBというところからいろんな御提言をいただいたと思っております。市長も私も消防団の経験がございますので、今おっしゃられた提案、そして問題点というのは非常によく身をもって感じてるところがありますので、よくわかるところでございます。

その中で、やはり団員の確保というのは、過去189名満というのが必ず出初めのときの決まりでしたけれども、今は35名足りないということになりますと2割近く団員が足りないという状況でございます。先ほど市長がお答えをさせていただきましたけれども、職員の採用の面接、研修の中でも、消防団というものについてお話をさせていただいて、やはり地域を自分たちで守るところが公務員に求められるところなんで、ぜひということで進めておりますが、まだまだ手ぬるいよという御意見もございましたので、そちらにつきましてはもう少し強く指導していきたいというふうに考えてございます。

また、装備につきましては、私たちが過去消防団員だったころは出初めのパレードをしますとオープンカーで市内をパレードしたので、会場に着くとみんながたがた震えているようなところから思うと、かなり装備はよくなってるのかなというのは正直思います。ただ、人数が少ない中で、常備消防とともに消防活動をするために何が必要かというのは、やはり団員の方の御意見を聞きながら装備に努めていきたいと考えております。

また、昔から一分団から六分団までは北側、第七分団だけが南という状況は変わりません。そういう中で、南側の住民の方が非常にふえている、いろんな施設もふえているという中では、ただいま御提案のありました件につきましても、簡単に解決ができるかどうかわかりませんが、検討課題としてはやっぱり検討していく必要があるだろうと。やはり身を張って市民のために活躍する消防団員のために引き続きこちらも努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

ぜひ団員の数の問題、なかなかお願いするのも大変だと思いますけれども、やはりこういう地域のためにみんなでしっかり、市長の言う協働という面ではいろんな形で皆さんで協力し合いながらできていけたらいいかなというふうに思いますので、ぜひそのところは特に市の職員さんにはお願いして、何を言っても、ここで働いているわけで、やはりふだん団員の中で仕事を持って市内にいない人たちもいますので、さっさって、ばっていうと、やっぱり一つでも手の多い、真火災には必要になりますので、ぜひそういう意味ではそういうことも必要かなと。

それから、消防団のいろんな機材だとかそういうポンプ車の配備、こちらにつきましては、予算は予算として決められておると思っています。ただやっぱり道具なんていうのは、先ほどもお話ししたように、使い勝手とかというのがありますし、全て、全部が機能的であるかということ、やっぱり使い勝手によってやっぱり違うこともいっぱいありますので、やはり消防団員も10年から15年というふうに長い団員もたくさんおりますので、そんな中で培われてきた意見も少し取り入れていただいて、そういうところも御検討いただければというふうに思うわけでございます。

るる申し上げましたが、日々厳しい状況の中で活動する消防団員を取り巻く環境を少しでも改善することを要望し、私の一般質問は終了させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。

通告に従いまして、平成28年第3回定例会における一般質問をさせていただきます。

今回私は、大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は障害者支援についてであります。

ことしの4月、障害者差別解消法が施行されました。障害の有無にかかわらず、誰もが互いに個性を尊重し合う共生社会をさらに進展させることを目的としています。障害のある人の人権が尊重され、障害のある人もない人もともに生きていけるまち東大和の実現を目指して、同法に基づいて市は既に対象となる職員向けに対応要領と職員対応マニュアルをそれぞれ策定し、障害者に対する不当な差別的取り扱いや不要な配慮の具体例を示しております。素早い対応でとても素晴らしいことだと評価しております。

また、交通機関や施設、制度面でのバリアフリーは着実に進んでいます。障害者差別解消法施行により、企業や店舗などの障害者に対する配慮が一層深まることを期待しております。

こうした中で大切なのは、一人一人の意識のバリアフリー化ではないでしょうか。車椅子で買い物中に他の客から迷惑がられた、障害者用駐車場を健常者が利用して駐車できなかったなど、さまざま御意見を伺います。一方、手助けをしたいという気持ちはあっても、困っている障害者を見かけたときの声かけは戸惑いや気恥ずかしさで気軽にできないという人もいます。バリアフリー社会の実現には、法整備だけでなく、障害者に対する健常者の心の中のバリアを解消していくことも必要です。社会参加が進む障害者と積極的にかかわる中で、心のバリアフリーにも努めていきたいと考えます。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、障害者差別解消法職員対応マニュアルの実施状況や効果、市民や職員の反応についてお尋ねいたします。

②といたしまして、公共施設や飲食店等のバリアフリー化についてどのように把握し対応しているのかお尋ねいたします。

③といたしまして、障害者が利用できるプレイルームやフリースペースの現状や必要性についてお尋ねいたします。

④といたしまして、グループホーム等の拡充について、現状と今後の展開についてお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、災害に強いまちづくりについてお伺いいたします。

ことしは4月に熊本地震も発生し、その被害の大きさに改めて防災意識の大切さを実感させられました。また、一連の台風による甚大な被害には自然の猛威を感じました。そして、3・11東日本大震災から5年6カ月が経過をいたしました。改めまして、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

首都直下型地震を初め集中豪雨や台風など、自然災害リスクはたくさんあります。しかし、どんなにリスクを知らされても、まあ起こらないだろうと人ごとのように思ってしまった人が多いものです。災害への備えとは、まず起こると想像することから始まります。災害自体は防げないものですが、被害は最小限に抑えなければなりません。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、羽村市で採用しているガードパイプ担架の設置について市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、あらかじめ避難所となる施設にいざというときに必要な公衆電話の事前の回線設置について、市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、三重県松阪市で導入しているLED防犯灯を避難所に設置し夜間の防災対策強化の推進ができないか、市の見解をお尋ねいたします。

④といたしまして、防災フェスティバルにて感震ブレイカーのデモンストレーションの実施について、市の見解をお尋ねいたします。

⑤といたしまして、想定外にも負けない事前防災についてお尋ねいたします。

アとして、台風9号の影響で浸水被害が大きかった高木・奈良橋地域の奈良橋川周辺の今後の対策について、市の見解をお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、救急現場で協力した市民に感謝を伝えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

バイスタンダーとは、事故や事件などの救急現場に偶然居合わせた人を指しますが、時に傷病者の命を任される極限の状況で心臓マッサージや大量出血の止血など人命救助に当たった際、自分の対応が正しかったかなどの強い不安やストレスを抱えるケースが少なくはありません。バイスタンダーへのケアについて、救急隊によると、患者の処置で手いっぱい現場で細かく話を聞けなかった、慌ただしい中でフォローする方法としてはフォローアップカードの配付は有効な方法であるなどの声が上がっております。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、救急現場で協力した市民へのフォローアップカード配付実施について、市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、バイスタンダーへの事後フォローの必要性について、市の見解をお尋ねいたします。

最後に、4点目といたしまして、外来種やハチによる被害対策についてお伺いいたします。

もともと国内にいなかったさまざまな外来生物が流入、定着したことにより、各地で生態系の攪乱や農作物の被害などの問題が起きております。当市においても空き家にハクビシンがすみ着き周りの作物に被害を与えている地域があります。そして、子供たちへの感染症の心配など、近隣の住民は不安な日々を送っております。また先週には、小学生の女儿がスズメバチ3匹に襲われ、そのうちの1匹に刺されるという事象が発生いたしました。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、種類と被害状況についてお尋ねいたします。

②といたしまして、他自治体の取り組みと当市の課題についてお尋ねいたします。

③といたしまして、今後の取り組みや対策について市の見解をお尋ねいたします。

先ほど、済みません、1番で⑤を飛ばしてしまいましたので……失礼いたしました。

⑤といたしまして、障害者の自立促進へ優先調達推進員の配置についてお伺いをいたします。済みません、飛ばしておりましたので、修正をさせていただきます。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔17番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、障害者差別解消法職員対応マニュアルの実施状況等についてであります。市では、障害者差別解消法に基づく職員の対応要領として、要綱及び対応マニュアルを作成し、管理職向け説明

会及び職員対象の研修会を実施しました。また、東大和市商工会等を通じて市内事業者へ周知するとともに、市民向け研修会を実施し、周知啓発に努めております。

職員や市民の反応につきましては、各課において職員対応マニュアルに沿った対応がなされており、市民の方からは、以前より障害のある方への対応がよくなったとの声が寄せられております。

次に、公共施設や飲食店などのバリアフリー化についてであります。公共施設や飲食店などのうち、多数の方が利用する一定規模以上の建築物につきましては、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、全ての人が円滑に利用できるよう定められた整備基準への適合が求められているところであります。

次に、障害者が利用できるプレイルームやフリースペースについてであります。現在市の施設等で障害のある方が自由に利用できるプレイルームやフリースペースはありません。重症心身障害者施設や知的障害者施設においては入所者や通所者のためのプレイルーム等がありますが、安全性等を考慮すると、一般の方が自由に利用することは困難であると考えます。

次に、グループホーム等の拡充についてであります。障害のある方が住みなれた地域で暮らし続ける場としてグループホームのさらなる拡充が必要であると認識しております。

市では、第3次東大和市障害者計画・第4期障害福祉計画に沿って、市内法人と連携しまして施設の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障害者の自立促進のための優先調達推進員の配置についてであります。市では、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を定めて、市内作業所等からの物品等の調達に努めております。市において物品等の調達を推進するためには庁内各課での積極的な発注を促す必要があり、障害者就労施設等で受注可能な業務を情報提供すること等が有効であると考えております。

次に、羽村市で採用しているガードパイプ担架の設置についてであります。ガードパイプ担架とは、日常は道路の柵として役割を果たし、災害時に取り外すことで担架として使用できる資機材で、羽村市では市内28カ所に設置されていると聞いております。

当市では、担架につきましては各備蓄倉庫及びコンテナに配置しているところであり、現在のところ設置の予定はありません。

次に、避難所となる施設に公衆電話の回線を事前に設置することについてであります。避難された方々の早期通信手段の確保や帰宅困難者の連絡手段確保のため、公衆電話は有効、有用であると認識しております。NTT東日本では、災害時における避難所への特設公衆電話の事前配備を進めているところであり、各市の対応を含めて調査研究してまいります。

次に、LED防犯灯を避難所に設置することについてであります。夜間の避難の際に安全で適切な避難誘導を進める上で有用であると認識しておりますが、避難所における整備の優先課題もあることから、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、防災フェスタにおいて感震ブレイカーのデモンストレーションについてであります。感震ブレイカーは、地震を感知すると自動的にブレイカーを落として電気をとめる器具で、電気火災の発生抑制効果が期待されているものであります。防災フェスタは、参加する団体が企画するイベントを取りまとめて実施しており、現状では感震ブレイカーのデモンストレーションを企画する団体がないため、実施は難しい状況であります。

次に、高木・奈良橋地域の奈良橋川周辺の施策についてであります。平成28年8月22日の台風第9号による大雨によりまして、市内各所で道路冠水が発生し、奈良橋川流域の一部では溢水による浸水被害が発生しま



した。当該箇所につきましては、奈良橋側の水位が上昇したことにより雨水排水管の流出機能が著しく低下したことが原因と考えられますことから、東京都に対しまして奈良橋川拡幅整備事業の早期着手を要望してまいります。

次に、救急現場で協力した市民へのフォローアップカード配付についてであります。東京消防庁によりますと、救急現場で協力した市民に対して感謝カードを配付しているとのことでもあります。

なお、市では、人命救助をされた市民の方に対しまして、市政功労者表彰で表彰を行っております。

次に、バイスタンダーへの事後フォローの必要性についてであります。救急現場に居合わせ応急手当等を行った方が自分の行った処置等に不安を感じ心的ストレスを受ける可能性があります。このため、配付する感謝カードにはカウンセリングの相談ダイヤルが記載されており、事後フォローに努めているとのことでもあります。

次に、外来種やハチの種類とその被害の状況についてであります。市に相談があります外来種につきましては、アライグマ、ハクビシンのほか、昆虫や植物など多岐にわたっていますが、アライグマやハクビシンが屋根裏に入って困るなどの相談があり、またハチにつきましてはアシナガバチ、スズメバチの相談が多く寄せられておりますが、外来種ハチにおける大きな被害についての情報はありません。

次に、他自治体の取り組みと当市の課題についてであります。外来種、主にアライグマ、ハクビシンへの対応につきましては、鳥獣保護法により狩猟や許可を得た場合以外は捕獲ができないことになっております。また、被害軽減等のための捕獲をする場合は有害鳥獣捕獲の許可を得て行うこととなりますが、当市を含め、近隣市におきまして積極的に駆除目的で捕獲等を実施している状況にはありません。

ハチにつきましては、近隣市の対応は、防護服の貸し出し、駆除事業者の紹介及び駆除に係る費用への補助などを実施しております。

課題としましては、今後被害の状況や外来種への影響などを踏まえ、東京都や近隣市と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、各種の取り組みや対策についてであります。外来種につきましては、根絶が最終目標となるものがあります。そのためには、近隣市、東京都、隣接県などと互いに連携し、国レベルでの対策が必要と考えております。

今後におきましても、近隣市、東京都との情報共有や連携を密にし対応してまいりたいと考えております。

また、ハチにつきましては、防護服の貸与や駆除事業者の紹介など、引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

では、随時再質問をさせていただきます。

まず1番ですけれども、職員対応マニュアルの実施状況や効果についてでございます。

職員対応マニュアルを素早く対応して作成したことはすばらしいというふうに思っております。他市でも職員対応マニュアルのようなものを作成しているのか教えていただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 職員の対応要領の作成につきましては、市町村においては努力義務とされております。このことから、法が施行された平成28年4月1日の時点で作成をしたのは26市中当市を含めて14市と

なっております。また、当市のように対応要領に加えて具体的な対応を示したマニュアルを作成しているのは5市のみということになっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 26市中14市が作成しているということですが、職員対応マニュアルは具体的にどのように活用されているのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 職員対応マニュアルは、市の職員が適切な合理的な配慮の提供が行われるために具体的な手引きとして作成いたしました。このマニュアルを用いて、管理職向けの説明会、それから新入職員向けの研修、それから一般職員向けの研修会を実施しております。

また、マニュアルにつきましては、市のホームページに掲載して、民間の事業所等でも活用いただけるようにしております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 先ほどの市長の御答弁では、市民からの反応はおおむねいいようでございますけども、苦情等は寄せられておりますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 市民の反応の中には、市の職員向けの研修会で当事者の方に講師をお願いしたんですけども、その講師の方がその後ある課に出向いたときに、研修会でお話ししたとおりの対応ができていなかったというようなお叱りを受けたことがございます。その点につきましては、該当する課にそのような声が寄せられたということをお伝えしております。

また、庁内からは、どのような事例が不当な差別的取り扱いになるか等の相談も寄せられております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、市民の皆様のさまざまな反応や相談があるかと思っておりますけども、それらの事例を積み重ねて共有することが大事であるかというふうに思うのですが、どのように取り組まれているのか教えていただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 職員の対応マニュアルにおいて、各課に寄せられた相談は職員課へ報告をして、差別的な対応があった場合等につきましては、職員全体に注意喚起することとしております。

また、職員課への報告は障害福祉課へも情報提供があり、それを事例として集積をして職員対応マニュアルに反映させることとしております。

また、民間事業者の対応に関する相談については障害福祉課のほうで集約をして、地域自立支援協議会等で協議、情報共有をするということとしております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 市民の皆様からの相談や苦情に関する件数を教えてください。それは例年と比較して少なくなりつつあるのかどうか教えていただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 法施行後間もない中ですので、まだ相談件数はそれほど多く寄せられておりませんが、市民と庁内からと合わせて5件程度となっております。苦情というケースよりも、先ほど申し上げたようなこのような対応が差別に当たるのかというような問い合わせに当たる相談のほうが多くございます。4月の法施行時には多くありましたが、最近では若干減少傾向にございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。減少傾向にあるということで、非常に喜んでおります。

2番に移ります。公共施設や飲食店等のバリアフリー化についてでございます。

先ほどの市長答弁で、東京都の条例でバリアフリー化の適合を求めているとございましたが、本市としてはどのようにかかわっているのか教えていただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都福祉のまちづくり条例、これは東京都の条例でございますが、一方、東京都には、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例というのがございまして、事務の一部は市町村が処理することとされております。具体的に申しますと、東京都福祉のまちづくり条例に該当する建築物につきましては、事業者が条例に適合しているという、そういった届け出を市のほうで提出することになっております。市は提出された届け出、図面等について条例の適合を確認していると、そういった事務を行っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、飲食店についてお伺いをいたしますけれども、東京都の条例に該当する建築物の規模と事業者に求めるバリアフリーへの内容はどのようなものになるのか教えていただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都の条例では、飲食店については、小規模でありましても出入り口などに車椅子の方が利用できるような整備が求められております。これに加えて、床面積が200平米以上の飲食店の場合、道路や駐車場から店舗の座席まで、あるいは座席からトイレまでの経路について、車椅子が円滑に移動できるための動線を1系統以上確保することなどが定められております。さらに、床面積が500平米以上の飲食店の場合、廊下、階段等の幅や構造に関する基準、車椅子使用者、駐車場の設置や幅に関する基準など、適合を求められる項目は増加すると、そういった内容になっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。車椅子についてはよくわかりました。

体幹障害のあるお子様のお母様が訴えていたんですけども、バリアフリーをうたっている市内の飲食店に行った時の話なんですけども、席に案内されたときに、店員さんからお子様をストレッチャーからおろしてソファに移動してくださいというふうに言われたそうです。体幹障害ですので、体に力が入らず普通に椅子に座るのは無理なわけです。その点も理解していないのにバリアフリーをうたっているのはいかがなものかということでした。

そこでお伺いいたしますけれども、東京都の条例ではストレッチャー利用者の施設等の利用について基準は定められているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都福祉のまちづくり条例では、ストレッチャーでの飲食店の利用を想定した基準というものはございません。

なお、条例とは別に定めた整備マニュアルというのがございますが、こちらのほうでは理想的な望ましい水準として、例えばエレベーターでのストレッチャーによる移動を考慮して、エレベーターは奥行き200センチメートル以上といったような、そういったことは言及されております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ストレッチャーでの飲食店の利用基準は定められていないというのは理解をいたしました。

では、事業者が東京都の条例に基づく届け出を怠った場合はどのように対応するのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 届け出を怠った場合でございますけど、条例では届け出を行うよう勧告するこ

とができるようになってございます。また、勧告に従わなかった場合は、事業者の名称等を公表することができるというふうになっております。

なお、これまでそのような事例はございません。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、東京都の条例があることをどのように周知しているのか教えていただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 市の窓口でこのような福祉のまちづくりに関するリーフレットを配付するとともに、まちづくり条例のこういった相談が事業者などからあった場合にこのことを周知しているということです。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、届け出は年に何件ぐらい出されているのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都の条例に基づきまして届け出内容を確認した場合、東京都から交付金を受け取っておりますが、その交付金を受け取った件数でお答えさせていただきます。

平成25年度が3件です。26年度が7件、27年度が6件ということです。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、公共施設に関して要望が寄せられておりますので、何点かお伺いをさせていただきます。

まずはトイレ内に障害をお持ちの大人でも横になれるようなベッドがあると一緒に連れて歩けるので助かりますというようなことです。また、障害者用駐車スペースについてですけれども、後ろにリフトがついている車両の場合、駐車場のスペースが短くて毎回大変な思いをするということです。駐車場の基準もあるとのことですが、そのような声を反映して縦に長い駐車場の設置を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都の福祉のまちづくり条例では、公共施設に大人用のベッドを設置するような、そういったことを求める基準はございません。それから、駐車スペース、車椅子の乗りおりの方を考慮して縦に長くするといったような基準もございません。全ての方が利用しやすいあらゆる施設が整備されていくことが理想ではございますけれども、一方ではスペースやコスト、利用頻度などを総合的に考えていく必要があるとも思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。厳しいのはわかりますけれども、そういう要望があるということを確認していただければと思いますので、前向きに考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

では③番に移ります。

障害者が利用できるプレイルームやフリースペースの件ですけれども、障害のある方はボールプールに入るだけでも体にとってもいいそうです。また、少し広い部屋で横になってリラックスできる場所があるととても助かるということをおっしゃってございました。

先ほどの市長答弁では、市の施設等で自由に利用できるプレイルームやフリースペースはないということでしたけれども、他市の公共施設等でそのような場を設けているようなところはありますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 近隣市に確認をいたしましたところ、議員の御指摘のようなボールプールや寝

そべてリラックスできるソファ等を置いた、そういうようなスペースを用意しているというようなところはございませんでした。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、自由に使っていただくようなスペースを用意するようなことはできませんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害のある方の場合、てんかん等の発作や転倒等の心配がございますので、安全性を確保するために介護職や医療職等が見守るなど、万が一の事故に備える必要があるというふうに認識しております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 総合福祉センター は～とふるにはそのようなスペースを設けることはできませんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センターにおきましては、生活介護の通所者の方のためのリラックススペース等は設けるというふうに聞いております。しかし、それらの場所を一般の方に御利用いただけるような形で開放するというような形では想定していないということでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、障害のある方がフリースペースで楽しんでいる間に親同士が情報交換やおしゃべりをすることとはとても大事で、求められているものだというふうに思いますが、恒常的に設けることは無理でも、臨時的に設けるということではできませんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センターで行う事業の一つに、身体障害者や知的障害者の方への相談や交流事業を行う地域活動支援センター事業がございます。今後この地域活動支援センターで行う事業の中で、介護者支援のための情報交換の場を設けるということがあるかと思われませんが、その際に障害のある方にフリースペース等を設けて見守るということも考えられますが、現状では場所や人員の面から困難であるというふうに考えられます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ケアラー支援の観点からもぜひ前向きに考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、④番、グループホーム等の拡充についてお伺いをいたします。

市内にはどれくらいのグループホームがあって、利用者は何名くらいいらっしゃるのか教えていただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） グループホームの数につきましては、ユニットという単位で見ますが、一つのユニットにつきましては五、六名の定員でございます。そのユニットが市内で申し上げますと28ユニット、45名の方が御利用されております。市外のグループホームを利用している方がこのほかに31名おありまして、合計76名の方がグループホームを利用されております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、グループホームの待機者として市が把握している人数についてと、今後の見込みについて教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 正式な待機者名簿というものはございませんが、日ごろのケースワーク業務の

中で将来グループホームの利用を考えているという方が20名程度いらっしゃるということを把握しております。

今後の見込みといたしましては、在宅の知的障害の方の保護者の方が高齢化してきており、親亡き後、住みなれた地域で暮らし続けるための受け皿としてグループホームの利用の希望はふえるものというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時06分 休憩

---

午後 3時16分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） 先ほど御答弁をいただいたように、保護者の方から自分たち親が亡くなった後が心配なんですというような声をたくさん伺っております。

そこで、グループホームを拡充する上での課題についてお伺いをいたします。

○障害福祉課長（小川則之君） 国や東京都におきましては、グループホームを施設入所者の地域生活への移行、親亡き後を見据えた障害者の地域生活支援のための重要な施策として位置づけております。そのため、グループホームの施設整備補助を行い設置を促しております。市の障害福祉計画におきましても同様の視点からグループホームの利用者の伸びを見込み、そのためのサービス提供体制を整えることとしております。

しかし、市においては、グループホーム入居後の給付費を負担する必要がある、継続的な給付費の負担が課題となっております。また、サービス提供の質を保つために、適切なサービスの提供が可能な法人による施設整備が必要であるというふう考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、今後について不安に思っている市民の方が多いので、さらに拡充に努めていただくことを要望させていただきます。

最後の5番に移らせていただきます。

障害者の自立促進へ優先調達推進員についてでございます。

市長の先ほどの御答弁で、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を定めているとのことでしたが、どのような目標を定めているのでしょうか。教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成28年度の当市の調達推進方針では、まず調達の対象となる障害者就労支援施設等のうち、特に市内の障害者就労施設からの調達に努めること、次に調達する物品について、特に市内の障害者就労施設等が供給できる物品の特性を踏まえて調達に努めること、3番目に、前年度の調達実績を上回ること、これらのことを目標に定めております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、調達の実績について、調達物品等はどのようなものがあるのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成27年度の調達実績では、物品が882万7,635円、それから役務が415万2,725円、合計で1,298万360円となっております。

その内訳ですが、物品につきましては、事務用品、書籍のほか、食料品、飲み物、小物、雑貨、それから役

務につきましては、印刷、クリーニング、清掃等、それから情報処理、テープ起こし等となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、調達物品等をふやすための課題がありましたら教えてください。また、調達物品等をふやすための市独自の取り組みがありましたら教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 課題といたしましては、障害者就労施設等で制作が可能な物品、対応が可能な役務と市の各課の業務をマッチングさせることであります。また、そのために業務改善や予算措置を各課において行っていただくということが課題であると考えております。

そのための取り組みでございますが、一つは市内の障害者就労施設で受注が可能な物品等を一覧にしまして庁内のグループウェアに掲載しております。それから、障害福祉課が所管して、庁内に障害者就労推進庁内連絡会を設けて、年に2回、年度当初と予算編成時期にこの連絡会を開催しております。この連絡会は、各課から1名連絡員を選出していただいて、調達方針の説明や調達物品等の情報提供と予算措置の依頼等を行っております。また、市内の作業所にその場でプレゼンテーションしていただいて、受注可能な業務の情報提供を行っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、愛媛県松山市では、障害者就労施設で販売する物品や請け負える仕事内容を職員に提供し、各課での積極的な発注を推進するのが主な役割となっている優先調達推進員を今年度から配置しておりますが、当市においてもそのような取り組みはできませんでしょうか。お伺いをいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員から愛媛県松山市の優先調達推進員の取り組みというようなことでお話をいただきました。

先ほど障害福祉課長のほうから、当市におきましても障害者の施設等からの優先調達をさらに推進するという事で障害者就労推進庁内連絡会を設けさせていただきまして、庁内の各課から1名連絡員を出させていただいて会議に出させていただき、それからあとは市内数カ所の障害者就労施設から、作業所からプレゼンを行っていただいて、そこで情報提供等やりとりをしているというようなことでございますので、当市におきましてはこの庁内連絡会での取り組みをさらに充実させていただくということで、その中で今御紹介いただいた愛媛県松山市の取り組みやほかの自治体の先進事例等も参考にさせていただきながら引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。配置することによって職員の皆様の仕事の軽減にもつながることだと思います。障害者の仕事がふえ、賃金の向上につながるようにぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

次に、2番のほうに移りたいと思います。

羽村市で採用しているガードパイプ担架の設置についてでございます。

ガードパイプ担架は、阪神大震災を教訓に、災害現場に居合わせた住民が負傷者を迅速に救助できるように兵庫県川西市が開発に着手したものです。一見すると歩道と車道を分けるガードレールですが、支柱の部分が格納箱になっており、ジャッキやバールなど倒壊家屋から負傷者を救出する際に必要な機材が収納されており

ます。さらに、ガードレールの柵を外し収納している布を組み合わせると担架に早変わりするというものです。当市においても近くに備蓄庫がなく家が密集している地域には有効だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） このガードパイプ担架でございますが、このガードパイプ担架はすぐに取り外しができないようにボルト締めになってございます。これをすぐ取り外せるようなものにした場合、盗難やいたずら等の可能性もあるのではないかと考えてられます。また、歩行者の横断抑止柵というのがガードパイプの本来の役目でございますが、このボルト締めを簡単に取り外せるようなものに変えるのは難しいということで考えてございます。

そうした中で、すぐ取り外しができないということで、ちょっと緊急時に手間取るのではないかなと思っております。その辺で利便性としてどうなのかという部分がありますので、ちょっと設置のほうについては難しいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。難しいというお話でしたけども、子供たちの通学路や緊急車両の経路には必要だというふうに思いますが、再度済みません、お願いいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 今の御質問ですけれども、基本的にこのガードパイプは強度が余り強くないものでございますので、余り設置できる場所が限られているということがございますし、本来的にはガードレールをきちんと強度を確保しながら、できないところでガードパイプ担架を設置するということになりますと、条件はかなり厳しいというふうに考えてございますので、現時点ではちょっと、大変ユニークなものだというふうには考えてございますけれども、本当に緊急時に活用できるかどうかについてはもう少し研究が必要だというふうに感じてございますので、当面は、先ほどの市長答弁でも申し上げましたとおり、今のところ備蓄倉庫やコンテナに担架を配置しているところでございますので、今後情報収集には努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

②番に移ります。

あらかじめ避難所となる施設にいざというときに必要な公衆電話の事前の回線設備についてでございます。

3月、誘拐されていた少女が監禁先から逃げ出し、両親や警察に助けを求めた手段は、駅構内にある公衆電話でした。また、地震活動が続く熊本県では、4月、県内全域で公衆電話の通話料が無料化され、安否確認などに活用されました。先ほどの市長の御答弁で特設公衆電話の事前設置について話ございましたが、どういふものなのか教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 特設公衆電話につきましては、大規模災害の被災者や、それから帰宅困難者が無料で使用することができる公衆電話サービスで、避難所に設置されます。従来は、災害発生後に設置する事後設置が主流でございましたけども、東日本大震災後は、災害発生後に速やかに利用できるように避難所として指定される施設等にあらかじめ回線を設置いたしまして、災害発生後に電話機を接続して利用する事前設置型の特設公衆電話の設置がNTTの事業として進められてるものでございます。避難施設内に、これは電話差込口、モジュージャックというのを設けまして、そこまでの配線工事をNTTが行うということになっており



まして、基本回線の数ははおおむね2から5回線程度ということで、原則避難者総数の1%を目安とした回線数を設置することだそうです。大規模災害発生時には電話機を電話の差込口に差し込んで、すぐに非常用電話として利用できる。災害時の優先電話でありますから、ふくそう時も一般の電話に比べてつながりやすいことと、それから利用の際には通話料の負担がないということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

公衆電話は、震災などが発生した際も通信規制を受けずつながりやすい、電源も安定している、周辺一帯が停電の場合も電話をかけられるなど、メリットはたくさんありますが、導入の状況について教えていただければというふうに思います。

○総務部参事（東 栄一君） NTTによりますと、平成27年度末で、今現在478の自治体が導入をしているということで、全体の56%が設置してる状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） いつどのような災害に襲われるかわからないのが現状です。発災後、連絡の手段が絶たれてしまうことほど不安なことはありません。早急に避難所となる施設に公衆電話の回線を事前に設置すべきだというふうに思いますが、導入の上で何が課題になっているのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） NTT東日本によりますと、NTT側で各避難所に近接した電柱などから直接公衆電話設置場所まで配線工事を行うというふうになってございます。一方、市のほうの側では、電話機を用意いたしまして、それからその電話機を設置する場所によりましては、端子盤とか配管の取り付け工事とか、そういったものが必要になるというふうに言われてございます。各施設の立地場所とかそういうことでそれぞれ費用が変わるということで、たしか2年ぐらい前に各学校の設置に関して概略ちょっと調べた際には相応のコストがかかるということがわかりまして、その後調整が進んでないというところでございます。

いずれにしても、必要性は認識してるところでございますので、導入に向けた調査研究を引き続き進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほど、半分以上の自治体がもう設置しているということですので、ぜひ早急に設置をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

3番に移ります。

LED防犯灯を避難所に設置ということで、夜間の災害が発生した場合の停電を想定したときに、避難所への安全な誘導が必要であり、避難所の鍵のある場所が明確にわかることが必要だというふうに思いますが、松阪市で導入しているLED防犯灯はどのようなものと市では認識しておりますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話がありました三重県松阪市では、南海トラフ巨大地震に備えてさまざまな防災対策を進めているというふうに認識してございます。その一環としまして、高さ4メートル程度で最上部に太陽光発電パネルが設置されている太陽光発電式の防犯灯で、震度5弱以上の揺れを感知すると避難所の場所を知らせるLED誘導看板が点灯するとなっております。また、避難所の鍵などが収納された箱が、これも震度5弱以上で自動的に開くということで、小中学校など48カ所の避難所に昨年27年度から29年にかけて設置しているということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 停電しても点灯する防犯灯は必要だというふうに思いますが、導入に向けての課題は何でしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 原則夜間停電時の円滑で安全な避難誘導ができるということで、大変これは有用であるというふうには当然認識してはいるところでございますけども、松阪市によりますと、導入費用として27年度に14基設置で予算ベースで約1,100万円、28年度は17基設置でこれも予算ベースで約1,340万円ぐらいというものでございます。防災担当といたしましては当面の災害対策の課題といたしまして、再三備蓄食料の不足分の拡充というのを繰り返してお伝えしているところでございまして、今のところ優先順位としては、このLEDの防犯灯の検討については後回しになるというふうに考えてございます。

ただし、有用であることは認識しているため、今後も情報収集には努めていきたいということでございます。以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。大変高価だということを認識をいたしました。

松阪市では県の補助金を活用したようですが、東京都での補助金はありますか。

○総務部長（広沢光政君） 補助金の件でございますが、東京都の総合交付金などが場合によっては該当する可能性があるかもしれないんですが、申しわけないんですが、その辺は確実な確認をとってございません。

今議会も含めて、議員の皆様からいろいろと防災関係につきましては御提言をいただいているところでございます。防災担当としても、市としても、一つ一つの案件については十分防災上の効果があるものというふうには認識はしてございますが、今担当参事のほうからも御答弁申し上げましたように、いかにせん予算というものが片方にはございまして、そこはやはり優先順位をつけた中で実施していかなければならないということでございますので、その辺をちょっと私のほうから一言お話をさせていただきたいと思いました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、次の4番、防災フェスティバルに感震ブレーカーのデモンストレーションということでお伺いをいたします。

電気火災を防ぐ決め手は感震ブレーカーですが、市民の皆様には防災の話をさせていただいたときに、どこで話をしても感震ブレーカーへの関心が非常に強く、実際にこのインターネットで調べて購入した方もいらっしゃるほどでございます。感震ブレーカーの存在すら知らない人がほとんどでした。電気火災を防ぐためにも、感震ブレーカーの復旧が必要だと思い、今回取り上げさせていただきました。

先ほどの市長の御答弁で、防災フェスタは参加する団体が企画するイベントを取りまとめて実施しているとのことでしたが、市としてのイベントについて教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 防災フェスタは、東京都立東大和南公園と市との共催で実施しているイベントでございます。基本的に都立公園と市との役割分担を決めておりまして、市側が主に関係機関や団体との調整や広報を、公園側は会場設営やポスター、チラシ制作などを主に行っております。そのほかいろいろなブースが出ておりますけども、市のほうでは下水道課や福祉推進課などといったところがブースを出して活動しているということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、市で実施しているブースなどで新たに感震ブレーカーのデモンストレーシ

ョンを実際に見ていただくようなことはできませんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 実際の器具を使ったデモンストレーションということになりますと、基本的には専門の方による説明が必要かなというふうに考えてございます。そういうことで、市ではそうした対応は今のところは難しいというふうに考えてございます。できれば東京電力さんとか、そういう関係の方が参加していただくと可能なのかもしれませんが、これまでのイベント参加状況を見ますとちょっと難しいかなというふうに今は考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

感震ブレーカーの普及は非常に大切だなというふうに思います。感震ブレーカーの必要性に関してはどの程度認識をされているのか教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 感震ブレーカーにつきましては、以前の阪神・淡路大震災の際に火災の起因の6割が電気によるということからこの普及が提案されたというふうに認識してございます。しかし、なかなか普及されていないというのが現状でございますが、感震ブレーカーが出火防止策として効果があるのは当然承知はしてるんですけども、一方、これも前の議会から何度も御説明してるところですけども、夜間に地震が発生した場合に停電してしまうのは避難行動する上で障害になるという、そういった課題がありまして、現在でも感震ブレーカーの取り扱いについては各市の対応を含め調査研究中というところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

防災フェスタでの実施は難しいということは理解をいたしました。であれば、ほかのイベントなどで実施ができないか検討していただくことを要望いたしまして、次の5番に移りたいと思います。

台風9号での影響で浸水被害が大きかった高木・奈良橋地域の奈良橋川周辺の今後の取り組みについてでございますけども、他の議員への答弁で、奈良橋川の整備に関しては早期対策が必要であるというふうにおっしゃっていらっしゃいましたので期待をしているところでございます。

被害状況に関しては答弁で伺いましたので、1点だけお伺いをいたします。

奈良橋川の北側に住んでいる皆さんは、大雨が降るたびに車両を移動させ、市道559号線の高木神社の西側から東に向かって落ち葉掃除をして対策を講じております。夜などは不安で怖くて眠れないそうでございます。どうしても川のほうが低くなっていますので、市道559号線から雨水が流れてきて川の水位が上がると、川に流れ込まなくなってしまうので浸水をしてしまうわけでありまして、奈良橋川の整備が進まないことには猛烈な雨が降るたびに浸水被害が起こってしまいます。せめて市道559号線から雨水が流れ込まなければ被害も少なくて済むのだろうというふうに思います。市道559号線に浸透ますを設置するなど、雨水が流れ込まないような対策は考えられませんか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 奈良橋川につきましては、現在高木橋の合流点のところから北高木橋の工事を今実施しているところでございますが、東京都によりますと、その後、宮前二の橋上流付近までおよそ390メートルでございますが、整備をする予定でございます。これは時間50ミリの降雨に対応する河川として整備する予定でございます。

ただ、それもまだ時期は明確にはできないというお話でございますので、いつごろになるかというのはまだはっきりわからないんですが、その市のほうの対策としまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、市道

第559号線、高木児童公園の前ですが、こちらの西側のほうから雨が流れてくるということで、その雨をふさげるような工事、例えば横断のU字溝をつけるとか、もしくは中に入ったところで浸透施設をつくるとか、そのような対策が必要かなと思っておりますので、その辺をちょっと今後考えていきたいなということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ早期に対応していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、3番目に入ります。

救急現場で協力した市民へのフォローアップカード配付の実施についてでございます。

北多摩西部消防署で感謝カードの配付をしているということですが、昨年度は何枚配付して、何人の相談があったのか、わかりましたら教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 北多摩西部消防署によりますと、昨年度に感謝カードを配付した枚数は、これは東大和出張所を除きますけれども、12枚だそうです。相談というのはないということでした。数年前に1件相談があったということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 実際に現場では忙しくて渡せなかった人もいるかというふうに思いますけれども、そういう場合の対応について教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 北多摩西部消防署によりますと、この感謝カードを渡す対象者については、単に救急現場に立ち会った人ではなくて、実際に応急救命をした方に対して渡しているということで、今のところ渡せなかった方はいないということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。安心をいたしました。

では、カードにはどのようなことが書いてあるのか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 感謝カードの表面には、ありがとうございます、感謝いたしますとありまして、裏面には、万一嘔吐物や血液に直接触れてしまった場合は、手洗いやうがいを行い、救急隊員や消防隊員に必ず申し出てください、きょうの応急手当について御心配なことがある場合は北多摩西部消防署まで御連絡くださいと電話番号の記載があるということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、②のバイスタンダーへの事後フォローの必要性についてでございます。

先ほどの壇上にて述べさせていただきましたが、バイスタンダーは、時に傷病者の命を任される極限の状況で心臓マッサージや大量出血の止血など人命救助に当たった際、自分の対応が正しかったのかなどの不安やストレスを抱えるケースが少なくはありません。バイスタンダーの心理的ストレスをサポートする取り組みはとても大事だというふうに思いますけれども、市としての考えをお聞かせいただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） AEDのような救命の資機材がある場合もない場合もありまして、また医学的な知識もなく、自分の、先ほど御質問者がおっしゃったとおり、行った応急処置の妥当性を判別する体制もない中で傷病者の命を守らなきゃいけないということで、心的なストレスを受ける可能性は十分あると思われま

こうしたことの対応として、今消防署のほうではそのバイスタンダーに対して感謝の気持ちを伝えるとともに、事後のストレスをサポートするため、感謝カードやフォローアップカードといったものの配付が行われるようになったという認識でございます。

ただ、北多摩西部消防署の話によりますと、これまでその後に連絡が来るといことはないといことで、数年前に、さっき1件あったと申しあげましたけど、その1件は感染症に関する問い合わせだったといことでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、人命救助に関して消防署から市への連絡などが来るなどの連携はあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 人命救助に関する消防署との連携といことでございますけれども、人命救助に市の職員や関係者がかかわっているような場合については別だと思っておりますけれども、通常は人命救助に関しての連絡が来るとはございません。連携といたしましては、救命技能認定などの講習などで連携を随時図っているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、フォローアップとしてほかに行ったようなことがありましたら教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 基本的に救急業務のほうは東京消防庁の業務でございまして、救急現場に居合わせたバイスタンダーにつきましても情報を市のほうで持ち合わせておりませんので、なかなか対象者を把握することはできないというところがございますが、ただ、これまでも各課からの人命救助を行った方の情報が上がってくれば、今までも市政功労者表彰式で感謝状を差し上げておりますので、今後もそういった活動については進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

市としても勇気ある行動に対して市政功労者表彰で表彰をされているということですが、その後のフォローもしっかりとお願いをしたいと思います。

以上でこの項目は終わりたいと思います。

最後の項目に移ります。

外来種やハチの種類とその被害についてですけれども、大きな被害はないというようなことでしたけれども、相談件数と相談内容について教えていただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） 相談件数につきましてでございますが、まずはハチに関してでございます。昨年度27年度が143件、今年度28年度ですが、昨日までで114件、ハチのほうの相談内容としては、ハチの巣ができてしまっている、またはハチが飛んでいるというような相談でございます。また、外来種、ハクビシン等につきましては、27年度が17件、28年度、昨日までで26件ということで、屋根裏に入って困ってしまっているとか、うちの周りでよく歩いているのを見かけるというような相談内容でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。結構多い件数が寄せられているんだなというふうに感じました。

アライグマやハクビシンは病気や微生物を持ち込むおそれがあります。感染症による被害も心配されておりますが、このことについてはどのように考えておりますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） どちらの生物についても野生であります。ですので、そういうような情報をいただいた方については、素手等でさわらないとか、そういったところを注意していただきたいというふうにはお話をさせていただきます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

②の他自治体の取り組み等について伺わせていただきます。②と③とちょっとまたがってしまいますけども、よろしくお願いをしたいと思います。

ハチの駆除についてですけども、駆除事業者やシルバー人材センターにお願いした場合の金額を教えてくださいませんか。

○環境課長（関田孝志君） 駆除業者、またシルバー人材センターというハチの対処なのかなというふうに思いますが、ハチに関しては、やはりハチの巣ができている場所、これによって大きく値段が変わってきます。おおむね聞いている範囲ですと1万円程度から、屋根裏部屋の奥のほうならば四、五万円かかるというような話も聞いてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

結構高額なんだなというふうに思いますけども、先週、空堀川の管理用通路を歩いていた小学生の女儿がスズメバチ3匹に襲われ、1カ所刺されて病院に行ったという事象がありました。アナフィラキシーショックを起こすリスクが高くなってしまったわけですけども、ハチの巣はすぐ近くの空き地にありましたが、今回のように持ち主がわからないような空き地などでハチの巣を発見した場合の対応について教えてくださいませんか。

○環境課長（関田孝志君） まずは今回のを例にとりますと、空き地であって、空き地の、要は管理用通路のすぐ脇の木にできていたということでございます。議員からお話聞いた中では、市のほうには報告がないよというようなお話をさせていただいたんですが、この空き家の部門、防災安全課のほうですかね、こちらのほうに確認したらその情報が入ってまして、その空き家の持ち主に通知を送って早急な対応をお願いしたというところでございます。

また、それとあわせて、管理用通路に近いことから危険があるということの中で、うちのほうでハチがいるので危険ですよというような注意看板をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。素早く看板をつけていただいて、近所の方も非常に安心をしたというか、助かったということで感謝を述べておりました。ありがとうございます。

では、先ほど近隣市で外来種の駆除に係る費用への補助を実施しているとの市長の答弁がありましたが、具体的に教えていただけますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 駆除に関する補助制度でございしますが、こちらのほうはハチのほうの駆除に対して補助を行っている。詳細のほうはちょっと確認はしてはございませんが、基本的には補助制度ですので、ハチの巣を駆除した費用に対しての補助というふうな形になるかと思っております。金額的には、調べた中では

7,000円ぐらいから3万円程度の補助が出ているというふうに調べております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

府中市では、市民が所有または居住する住居にできたスズメバチの巣に限りまして、その危険性を考慮して無償で駆除してくれているそうです。当市でも同じようなことが考えられませんかでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今府中市のお話をいただきましたけれども、基本的なベースとして市で考えているのは、やはり所有者でありますその方がその駆除をしていただくということを基本として考えております。

市といたしましても、市が所有しております公園ですとか、場合によっては公共施設などにハチ等がいる場合には市が直接処理をしておりますので、そういったところの中で、一義的には所有者の方をお願いをしたいというふうには考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

外来種に関しては、近隣市や東京都と連携をしていただき、早い対応を期待したいと思います。また、ハチに関しましては、スズメバチの巣に限って無償で駆除していただくことを要望いたしまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす14日から16日及び20日、21日、23日、26日の7日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時53分 散会